

私達の活動をご理解いただくために

令和 6 年度

令和6年4月1日～令和7年3月31日

DISCLOSURE

JAはくい

ディスクロージャー誌

目 次

ごあいさつ	1	(5) 預かり資産の状況	
1. 経営理念・経営方針	2	① 投資信託残高(ファンドラップ含む)	36
2. 経営管理体制	2	② 残高有り投資信託口座数	36
3. 社会的責任と貢献活動	2	2. 共済取扱実績	
4. 事業の概況(令和6年度)	6	(1) 長期共済保有高	37
5. リスク管理の状況	10	(2) 医療系共済の共済金額保有高	37
6. 事業のご案内	13	(3) 介護系その他の共済金額保有高	37
【経営資料】		(4) 年金共済の年金保有高	37
I 決算の状況		(5) 短期共済新契約高	37
1. 貸借対照表	14	3. その他事業の実績	
2. 損益計算書	16	(1) 購買品取扱高	38
3. 注記表	18	(2) 受託販売品取扱高	38
4. 剰余金処分計算書	26	(3) 保管事業取扱実績	38
5. 部門別損益計算書	27	(4) 利用事業取扱実績	38
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	29	(5) 介護事業取扱実績	38
7. 会計監査人の監査	29	(6) 指導事業の収支内訳	38
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	29	1. 利益率	39
2. 利益総括表	30	2. 貯貸率・貯証率	39
3. 資金運用収支の内訳	30	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	30	1. 自己資本の状況	39
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	40
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	41
(1) 貯金		4. 信用リスクに関する事項	45
① 種類別貯金平均残高	31	5. 信用リスク削減手法に関する事項	51
② 定期貯金残高	31	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	53
(2) 貸出金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	53
① 種類別貸出金平均残高	31	8. CVAリスクに関する事項	53
② 貸出金金利条件別内訳残高	31	9. マーケット・リスクに関する事項	53
③ 貸出金担保別内訳残高	31	10. オペレーショナル・リスクに関する事項	53
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	32	11. 出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	54
⑤ 貸出金使途別内訳残高	32	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	54
⑥ 貸出金業種別残高	32	13. 金利リスクに関する事項	55
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	32	【JAの概要】	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	33	1. 機構図	56
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金のリスク管理債権の状況	33	2. 役員	57
⑩ 貸倒引当金内訳	35	3. 組合員数	57
⑪ 貸出金償却額	35	4. 組合員組織の状況	57
(3) 内国為替取扱実績	35	5. 地区	57
(4) 有価証券		6. 沿革・歩み	58
① 保有有価証券平均残高	35	7. 店舗等のご案内	58
② 保有有価証券残存期間別残高	35	【連結決算】	
③ 有価証券の時価情報	36	1. グループの概況	59
④ 金銭の信託の時価情報	36	2. 連結自己資本の充実の状況	72
⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	36		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ

組合員の皆様へ



代表理事組合長 山本好和

初夏の爽やかな季節を迎え、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心からお慶び申し上げます。日頃より、当JAの事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、令和6年に発生した能登半島地震から1年余り経過しましたが、復旧はまだ道半ばであり、被災された方々にとって厳しい日々が続いています。改めて心からお見舞い申し上げます。この困難な状況の中、復興に向けて力を尽くしておられる皆様のご努力に敬意を表しますとともに、安心して暮らせる日常が一日も早く戻ることを心より願っております。

さて、依然として先行き不透明な世界情勢により高止まりしている生産資材や燃料価格、加えて異常気象、地震の発生、過疎化と高齢化の進行など、農業や農村、JAを取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。このような状況下で、食糧安全保障の確保や環境に配慮した食料システムの構築が求められており、令和6年産の主食用米の仮渡金は需給バランスの変化から前年産に比べ、主要銘柄で60kgあたり3,300円引き上げ、さらに1月には4,200円の追加金をお支払いしました。持続可能な農業経営に向けては、再生産可能な価格と消費者への適正な供給価格の実現が、今後の不可欠な要素となります。JAグループ丸となって食の安全と安定供給の実現に向けて農政活動を展開していく所存です。

また、当JAでは令和4年度から第7次中期計画とJA自己改革工程表を掲げ、「農業者の所得増大」「経営基盤の確立・強化」「地域の活性化」「組合員との対話・意志反映」に関する取り組みを進めてまいりました。今後は、目まぐるしく変化する環境に対応していくうえで、私共の経営理念である全ての活動の原点を「農業」「組合員」「地域」におき、3つの安心づくりを実践するため、新たな「自己改革工程表兼第8次中期計画」を策定いたしました。私たちは、この計画を着実に推進し、地域の食と農をお支えし組合員・利用者の皆様に求められる組織であり続けることを目指し、今後3年間にわたり震災からの復旧・復興と地域農業の持続的発展に全力で取り組んでまいります。

本年もここに「JAはくいディスクロージャー誌」を発刊させていただきました。当JAの経営理念や最近の業績・事業内容等を説明しており、当JAをより深くご理解いただくための参考にしていただければ幸いに存じます。

結びにあたり、皆様の更なるご繁栄をご祈念申し上げますと共に、なお一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

1. 経営理念・経営方針

● 経営理念

《存在意義》

私たちは、すべての活動の原点を「農業」「組合員」「地域」におき、「3つの安心づくり」を目指します。

1. 安心して食べられる農畜産物づくり
2. 安心して暮らせる地域づくり
3. 安心して利用できるJAづくり

《行動規範》（「3つの安心づくり」のために）

- ① 私たちは、一人ひとりが、「JAの顔」として組合員・地域の声に常に耳を傾け、誠意をつくし、信頼を築きます。
- ② 私たちは、一人ひとりが、「個性」「情熱と勇気」「仲間」を大切にし、過去のやり方にこだわらない、創意溢れる明るい職場づくりを目指します。

● 令和6年度基本方針

当組合では、令和4年度から3つの柱「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「組合員メンバーシップの組織基盤の確立」「持続可能な組織基盤の強化」を第7次中期計画書に掲げ、組合員や地域に求められるJAとしてあり続けられるために様々な取り組みを進めてきました。

そのような中、25年ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正され、物価高騰による生産資材価格の上昇や異常気象の頻発など、農業や農村、そしてJAを取り巻く環境が大きく変化してきました。加えて、地域では過疎化や高齢化が進行しており、農業の担い手を確保して地域農業の振興、更にはJAの組織基盤や経営基盤を維持するための対応が求められています。

このような重要な課題に対処するため、第40次JAグループ石川基本戦略「協同の力による復旧・復興、農業・JAの持続的発展」を基本に、新たな自己改革工程表兼第8次中期計画書を中心とした以下の取り組みを実践し、組合員や地域に求められるJAを目指してまいります。

2. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

① 農地フル活用による生産振興と販売力の強化

ア. JA直売所を拠点とした生産拡大

直売所を通じて、多様な担い手が農業生産に積極的に取り組めるよう、出荷者による組織化の展開や、栽培講習会の定期的開催など、出荷者の生産拡大に向けた取り組み支援を行っています。

② 付加価値の増大と新たな需要開拓

ア. 農畜産物の全国ブランド化

独自の農畜産物について、品質・収量の安定を図り、全国ブランドを確立できるように取り組んでいます。

③ 生産コスト低減への取り組み強化

ア. 新たな栽培技術によるトータル生産コストの引き下げ

物財費や労働費を含めた低コスト生産技術や増収技術の確立・普及について、年次別に目標設定・実践していくことによりトータル生産コストの低減に取り組んでいます。

④ 担い手経営体のニーズに応える個別対応

ア. 担い手経営体に出向く体制の整備・充実

TAC活動の強化により、担い手経営体に出向く体制を整備・充実するとともに、TAC活動によって得られた情報を得られた情報をJA役職員、関係部門間で共有しています。

⑤ 多様な担い手の育成と農業経営安定化の実現

ア. 新規就農者に対する支援強化

青年層のみならず定年帰農者、女性層等、幅広く新規就農者の育成と確保を図ることとし、農業に必要な栽培技術や専門知識の習得、機械の取得や施設整備、農地の確保等に関する支援や新規就農情報の発信など、関係機関との強化を進めています。

◇地域密着型金融への取り組み

① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

当JAは、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和7年3月末時点において、農業関係資金残高^(注)703百万円を取扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

(注) 営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取扱状況については、P32の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当JAは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。

農業融資担当者が、営農・経済担当者がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。また、本店には「担い手金融リーダー」を設置し、農業融資担当者の活動をサポートしています。

ウ. 事業間連携の強化

農業者の多様なニーズに対し信用・共済・経済事業等との合同会議・研修会の開催や農業者への同行訪問等により、これまで以上に内部の連携を強化しています。

【具体的取組】

1) 農業資金研修の開催

担い手担当、営農・経済担当者向けの農業資金研修を開催しています。

エ. 6次産業化に向けた農商工連携の推進

当JAでは、農業6次産業化に向けた農商工連携に取り組んでいます。

【具体的取組】

1) 受注懇談会への参加

当JA管内の生産物や加工品を受注懇談会へ持参し、商談を実施しております。

② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

当JAは、担い手をサポートするため、ライフサイクルに応じて次の取り組みを行っています。

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和7年3月末残高
就農支援資金(転貸)	2	2	1
合計	2	2	1

- ③ 経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の提供
当JAでは、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

- ・ 農業経営負担軽減支援資金は、営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換えのための制度資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

(2) 地域貢献活動

当JAは、地域農業を守り、組合員の社会的地位の向上と地域から愛されるJA活動を目指し、次の事業を通じて地域社会に貢献しています。

- ① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問や支店別座談会を行っています。
- ② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌や支店だよりの配布等により情報を発信しています。
- ③ 事業活動と協同活動の最前線である支店を拠点として「1支店1共同活動」に取り組み、「食」と「農」に基づいた協同活動を推進しています。
- ④ 総合ポイント制度を活用することで、地元産農産物の購入をさらに拡大しています。
- ⑤ 女性部活動の支援強化や、地場産農畜産物の消費拡大を推進することで、地域コミュニティの活性化につなげています。
- ⑥ 確実に進んでいる高齢化社会において、「お年寄りと家族が安心して暮らせる」地域社会を目指し、デイサービス・訪問介護・居宅支援事業等、積極的に福祉活動に取り組んでいます。
- ⑦ 収穫感謝祭等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をPRするとともに、その安定供給に努めています。
- ⑧ 年金友の会をはじめ各種友の会を結成し、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。
- ⑨ JAグループ全体で「年金友の会グラウンドゴルフ大会」等を開催し、参加者の技術向上と親睦融和を図っています。
- ⑩ 年金アドバイザー（社会保険労務士等）による無料年金相談会を行っています。
- ⑪ カルチャー教室を開催し、趣味の輪を広げています。
- ⑫ 地域ボランティア活動へ積極的に参加しています。

また、子供たちや消費者に対して食と農と地域の関わりや食の大切さ、食を支える農業やJAの役割について、理解促進を図っています。

- ◇ 米づくり体験農園の実施（管内小学校）
- ◇ バケツ稲作りの実施（管内保育所・幼稚園・小学校）
- ◇ 管内小学校における米づくり出前教室の開催
- ◇ 小中学校に対する作文・図画・書道・ポスターコンクールの開催
- ◇ 地元産を使った料理教室の開催
- ◇ 学校給食への地元産野菜の提供と懇談会の開催

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当JAは、すべての活動の原点を「農業」「組合員」「地域」におき、「安心して食べられる農畜産物づくり」「安心して暮らせる地域づくり」「安心して利用できるJAづくり」の3つの安心作りを理念と掲げています。

また、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの基本目標のもと、組合員・利用者から信頼され親しまれるJAとして、質の高い金融・共済サービスを提供し、より一層信頼されるJAを目指しております。

加えて当JAでは、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成・資産運用と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、安心して暮らすことのできる地域社会作りに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当JAと全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最適な商品・サービスの提供

(1) 金融商品

組合員・利用者へ提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の多様なニーズにお応えできるものを選びやすさを考慮し選定します。なお、当JAは、金融商品の組成に携わっておりません。

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の日々の暮らしや農業に潜む様々なリスクに対し、安心して生活いただくための最適な共済仕組み・サービスを提供します。なお、当JAでは、市場リスクを有する共済仕組み（外貨建て共済等）の提供はしていません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

① 組合員・利用者の金融知識・経験・財産の状況ならびにお取引の目的に照らし、常に組合員・利用者本位で考え、一人ひとりに寄り添った金融商品をご提案いたします。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

② 組合員・利用者の投資判断に資するよう、資産運用の必要性から金融商品の絞り込みまでについて資産運用ガイダンスやスタイル診断シートを用いて必要な情報を十分にご提供します。また、JAバンクセレクトファンドマップにより商品のリスク特性・手数料・その他重要な情報を分かりやすく丁寧に説明いたします。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

③ 組合員・利用者にご負担いただく手数料について、組合員・利用者の投資判断に資するよう、JAバンクセレクトファンドマップ等により丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

事実と異なる説明はもとより、不確実な事項について断定的な説明を行うなど組合員・利用者の誤解を招く恐れがある情報の提供をすることはありません。

(2) 共済の事業活動

① 共済のご提案にあたっては、公的保険制度等の情報提供を行い、組合員・利用者のご意向を的確に把握・確認しながら共済仕組みを説明し、大切な情報・不利益となる情報等の重要事項について誤解を招くことがないよう分かりやすく丁寧に説明します。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

② 共済にご加入の組合員・利用者に対して、共済金の請求手続きや異動手続きなど組合員・利用者へ寄り添ったアフターフォローを実施します。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

③ ご高齢の組合員・利用者へのご提案およびご契約については、ご家族の同席を最優先とし、ご意向に沿った共済仕組みを分かりやすく丁寧に説明します。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

④ 共済にご加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者にご負担いただく手数料等はございません。

【原則4】

3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの金融商品の選定・情報提供、共済仕組みのご提案・ご契約にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。

【原則3本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材育成と態勢の構築最適な金融商品および共済仕組み・サービスの提供を行うため、定期的に勉強会の開催や資格取得の推進を通じて人材の育成を図り、組合員・利用者に対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

また、当組合は、組合員・利用者から日々寄せられるさまざまな「声（お問合せ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、その声に込められた「想い」を大切に業務改善に努めます。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

4. 事業の概況（令和6年度）

（1）事業の概況

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進む中で個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移した一方で、米国での新大統領就任や、依然続くロシア・ウクライナ紛争など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

また、国内農業では生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少など生産基盤の縮小が続くなか、訪日客の増加に伴うコメの消費回復により民間在庫が減少、需給逼迫により米価が高騰しました。

しかし生産資材価格は依然高止まりしており、農業経営は厳しい状況が続いています。

このような中、当組合においては肥料価格高騰への対策や生産基盤の維持に努めてまいりました。

また、今年度は第39次JAグループ石川基本戦略が最終年を迎え、組合員の声に基づく「不断の自己改革のさらなる進化」を目指し、先の総代会にて決議いただいた自己改革工程表に基づいて実践を進めてまいりました。

一方、ALM委員会や財務管理委員会での協議を通じてリスク管理態勢を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の機能発揮により役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。

これらの結果、収支面では事業利益が2億3,191万円（計画比181.8%：1億436万円増）、経常利益は3億3,239万円（計画比160.3%：1億2,498万円増）、当期剰余金は2億6,671万円となり、本年度の事業計画を達成することができました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

販売事業では、農業経営が厳しさを増す中で、担い手に対する経営支援体制の強化、営農指導体制の確立と実践を目指し事業に取り組んでまいりました。

水稲では、カメムシの多発による斑点米の落等率が前年より5.8%と大幅に増加し品質低下につながったものの、前年度に多発した乳白米に対し、技術指導、高温対策を実施した事により、前年比△3.2%の減少となり、コシヒカリの1等米比率でも前年を上回る91.2%となりました。主食用米の集荷については、商社による高値取引や、異常高温による収量の減少により目標を下回る実績となりました。しかしながら、取扱高では、販売先との安定供給に向けた早期契約と、続く品薄感による価格上昇に対応すべく交渉を進め、早期に追加精算を実施できたため、計画を上回る19億7,357万円（計画比129.1%：4億4,517万円増）となりました。

すいかでは、出荷期間中の試し割りを適宜行い、品質管理の徹底に努めてまいりました。しかしながら、前年度より減少はしたものの、一部で疫病が発生しました。販売につきましては、前段産地の出荷数量が低調に推移した影響もあり、単価も上昇したため、出荷期間を通して順調に推移し、取扱数量で68,351箱（計画比80.4%）と計画を下回ったものの、販売金額については2億3,411万円（計画比102.7%：6,114万円増）と計画を上回る実績となりました。

秋冬だいこんでは、出荷期間前半では生理障害による品質低下が見られたが、出荷が進むにつれ改善され、L、2Lサイズを中心に出荷できました。販売については前段産地の品質、出荷量共に低調に推移した事もあり、出荷期間を通して高価格で推移したため、取扱量で48,623箱（計画比86.8%）と計画を下回ったものの、販売金額では7,090万円（計画比128.9%：1,590万円増）と計画を上回る実績となりました。

購買事業では、「農家所得向上」を最優先にした持続可能な事業を展開し、安心して未永く利用できるサービスの提供を目指し取り組んでまいりました。

肥料では、原料の国際市況について、中国の輸出規制や需給増の影響、また、燃料価格等、国内製造諸経費が高騰した影響により、価格は依然として高い水準で推移しました。厳しい状況の中、省力化資材及び担い手ニーズに対応した低価格資材の普及拡大、特別価格対策を実施し、満車直送の取扱は昨年を上回る実績となり、取扱高は2億4,885万円（計画比106.7%：15,665万円増）と計画を上回る結果となりました。

JAグリーンでは、肥料・農薬での満車直送や、大型直送規格品への転化により販売数量が減少となったものの、店舗をリニューアルし食料品の販売体制の強化を図ったことにより、取扱高は前年実績、計画額を上回る実績となり、JAグリーン全体での取扱高は2億4,715万円（計画比110.6%：1,991万円増）と計画を上回りました。

自動車部門では、一部販売メーカーの認証不正に伴う出荷停止が相次ぎ、営農用車両が生産停止した影響もあり、販売台数は計画を下回ったものの、高価格帯の車両販売が好調に推移した事により、取扱高は計画を大きく

上回る実績となりました。

石油部門では、各種イベント、QR決済、SNSによる割引クーポン等、利用者の利便性向上と他社との差別化を図り、来客数は前年同数の実績となり、取扱高についても8億8,042万円（計画比105.9%：4,924万円増）と計画を上回る実績となりました。

家庭燃料部門では、原油価格の高騰、円安の影響により、高値で卸売価格が推移したことに加え、世帯人数の減少や高齢化により、LPガスの供給先が年々減少しており、年間通しての利用者は52件減の1,259件となりました。価格の見直し等による対策を行ったものの、取扱高で6,394万円（計画比98.4%：105万円減）と計画を下回りました。

信用事業では、組合員、利用者に信頼され地域に密着した金融機関を目指し、「まごころを込めた金融サービスの提供」による利用者満足度の向上に努めてまいりました。

貯金部門では、年度当初は、能登半島地震による共済金の振込もありましたが、相続や、NISA制度による銀行や証券会社への流出があり、キャンペーン等による獲得強化に取り組んだものの、残高は689億9,441万円（計画比97.3%：18億9,198万円減）と計画を下回る結果となりました。

貸出金につきましては、住宅ローン及びマイカーローンで震災復旧特別資金の創設により資金ニーズを捉えることができ、堅調に推移した結果、残高は121億4,938万円（計画比107.2%：8億1,498万円増）と計画を上回りました。

共済事業では、「3Q活動」や「あんしんチェック」による保障点検と世帯保障拡充への取り組みにあわせて、地域利用者ニーズに即した「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を心がけて普及推進活動を展開しました。

この結果、新契約実績は、推進ポイント換算（※）で6,867,078ポイント（計画比108.5%：541,078ポイント増）と計画を大きく上回る実績となりました。

（※）「推進ポイント」は共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しています。

<新契約高等>

満期・終身共済金額合計	1,660,523	千円
保障共済金額合計	15,879,299	千円
新規共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）	312	人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	150	人
年金共済	46	人

共済の保有高等については、以下の通りとなります。

<保有高等>

満期・終身共済金額合計	48,878,643	千円	（対前年比 99.2%）
保障共済金額合計	208,594,851	千円	（対前年比 99.4%）
医療系共済 入院共済金額合計	35,269	千円	（対前年比 90.4%）
治療共済金額合計	709,021	千円	
認知症共済 認知症共済金額合計	296,300	千円	
介護系共済 介護共済金額合計	3,799,289	千円	（対前年比126.7%）
生活障害共済 生活障害共済金額	1,270,800	千円	（対前年比101.3%）
生活障害年金金額	62,340	千円	（対前年比 98.6%）
特定重度疾病共済 共済金額合計	823,200	千円	（対前年比104.1%）
年金共済 年金年額合計	2,391,190	千円	（対前年比 99.5%）
自動車共済 共済掛金合計	427,639	千円	（対前年比101.7%）
共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）	15,029	人	
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	11,233	人	
年金共済	3,341	人	

福祉事業では、利用者一人ひとりの想いに寄り添い、自分らしい暮らしの支援に向けて事業に取り組みました。

今年度は、常勤職員の退職が相次ぎ、大変苦労した中で自立支援型サービスの提供に特に力を入れて、職員が丸となり事業活動に取り組んでまいりました。

また、前年度に比べ、感染症や自然災害の影響が少なかった事も幸いし、福祉事業全体の取扱高は、2億1,180万円（計画比110.5%4,406万円増）と計画を上回る実績となりました。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マナー・ローダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

J Aの地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善への取り組みを実践している。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報に係る管理体制を整備するとともに、関係規程の適正運用に向けた自店検査や内部監査による検証手続等をもとに適切な情報管理に努めている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともにコンプライアンス委員会・財務管理委員会等を適時に開催し理事会に報告している。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取組状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。

職員研修の実施や専門資格の取得を進め、職員の能力を引き出すための目標管理制度等をあわせて、中長期的な視点での人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・本店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

(リスク管理基本方針)

健全性の高いJA経営を確保し、組合員・利用者の皆さまの信頼性を継続的に高めていくため、JAでは総合リスク管理規程を定め、JAが直面する重要なリスクを特定し、JA全体としての最適な対応について組織を挙げて取り組むこととしています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 与信リスク管理

与信リスクとは、融資や未収金取引などの与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、JAが損失を被るリスクのことです。個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。また、経済事業において未収金取引を行う場合についても取引先の財務状況を勘案して実施していくこととしています。貸出債権・経済事業債権について資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 余裕金運用リスク管理

1) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

③ 業務運営リスク管理

業務運営リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステム操作が不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

収益発生を意図し能動的な要因により発生する与信リスクや余裕金運用リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクを意味します。業務運営リスクについては事務手続きにかかる各種規程を理事会等で定め、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自店検査を実施しています。その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、再発防止策の実施によりリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

④ システムリスク管理

システムリスクとは、外部からのサイバー攻撃等によるコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

⑤ 会計リスク管理

JAは作成する計算書類等について監査法人の監査を受監し、国内で適用される各種の会計実務指針を遵守した会計処理を実施しています。会計基準の厳格な適用により、JAが意図しない多額の会計上の損失を計上するリスクについては、会計監査法人とのコミュニケーションを適宜行うことにより毎年度の決算方針を

明らかにすることにより対処しています。

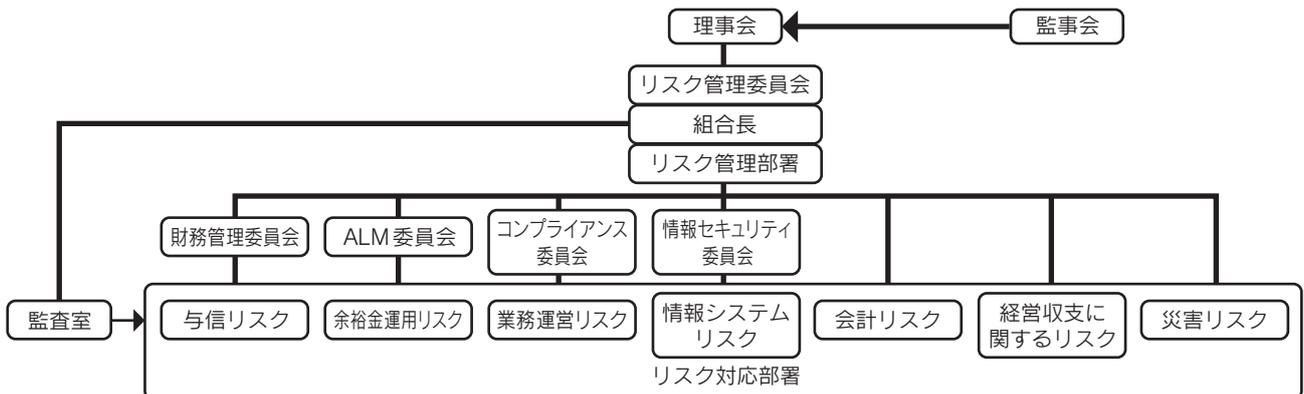
⑥ 経営収支に関するリスク管理

監督官庁が行う早期警戒制度において、JAが存続するためには中長期的な収支の確保の見直しについて実現可能性を対外的に説明することが求められており、監督官庁より実現可能性について理解が得られない場合にはJAの存続が困難となるリスクがあります。JAでは毎年度中長期的な収支シミュレーションを実施し、将来的な収支確保の具体策を策定して着実な実践を行うための体制を構築して実現に取り組んでいます。

⑦ 災害リスク管理

国内における自然災害や疫病の感染拡大などの災害リスクに対して、各企業体はそれらの発生の対応や事業継続について予め準備しておくことが求められています。当JAでは事業継続計画（BCP）を策定して、災害発生時の対応方法について定めるとともに、平時より発生時対応に向けた訓練の実施や備蓄品の確保に取り組んでいます。

【総合リスク管理体制図】



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス管理者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当JAでは組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当JAでは情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・

チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当J Aの苦情等受付窓口

・信用事業

本店金融共済部貯金課 電話：0767-26-3340（月～金午前9時～午後5時）

宝達支店 電話：0767-29-3133（月～金午前9時～午後5時）

羽咋支店 電話：0767-26-0008（月～金午前9時～午後5時）

・共済事業

本店金融共済部共済課 電話：0767-26-3535（月～金午前9時～午後5時）

② 紛争解決措置の内容

当J Aでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口またはJ Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（一社）日本共済協会共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当J Aでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当J Aの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

当J Aでは、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

◇利用者保護等管理方針

当J Aは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行うものとします。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分にを行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適正な措置を講じます。
4. 当J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当J Aとの取引に伴い、当J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◇反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当J Aは、平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

6. 事業のご案内

(信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいております。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域のみなさまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫(旧農林公庫)等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCDオンライン提携しており全国の金融機関のCD・ATM利用が可能となっております。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしております。

4. 国債の窓口販売業務

長期利付国債および割引国債の窓口販売業務を行っております。

(共済事業)

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、がん共済、医療共済、介護共済、定期医療共済、年金共済、建物更生共済、生活障害共済、特定重度疾病共済

短期共済 火災共済、自賠責共済、自動車共済、傷害共済、賠償責任共済

(経済事業)

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っております。

1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っております。

2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配、生活福祉事業(高齢者福祉事業・健康管理活動・生きがいづくり活動)を行っております。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	資 産	
	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1. 信用事業資産	71,029,358	70,257,994
(1) 現金	141,591	129,740
(2) 預金	55,175,890	52,703,494
系統預金	53,971,858	51,499,240
系統外預金	1,204,031	1,204,254
(3) 有価証券	4,378,010	5,253,082
(4) 貸出金	11,316,573	12,149,385
(5) その他の信用事業資産	56,105	56,605
未収収益	36,938	48,247
その他の資産	19,166	8,357
(6) 貸倒引当金	▲ 38,810	▲ 34,313
2. 共済事業資産	8,123	27,682
(1) その他の共済事業資産	8,123	27,682
3. 経済事業資産	1,018,891	1,076,315
(1) 受取手形	8,654	8,023
(2) 経済事業未収金	529,447	703,132
(3) 経済受託債権	197,890	139,869
(4) 棚卸資産	270,034	217,899
購買品	266,966	186,527
その他の棚卸資産	3,068	31,372
(5) その他の経済事業資産	19,085	16,344
(6) 貸倒引当金	▲ 6,221	▲ 8,953
4. 雑資産	147,479	152,010
5. 固定資産	2,266,524	2,260,700
(1) 有形固定資産	2,258,723	2,250,548
建物	3,718,998	3,720,185
機械装置	1,103,183	1,124,143
土地	821,715	822,431
建設仮勘定	—	85,701
その他の有形固定資産	854,753	863,353
減価償却累計額	▲ 4,239,928	▲ 4,365,267
(2) 無形固定資産	7,800	10,152
その他の無形固定資産	7,800	10,152
6. 外部出資	3,202,169	3,202,169
(1) 外部出資	3,202,169	3,202,169
系統出資	2,799,579	2,799,579
系統外出資	123,590	123,590
子会社等出資	279,000	279,000
7. 繰延税金資産	166,694	262,086
資 産 の 部 合 計	77,839,240	77,238,958

(単位：千円)

負債及び純資産		
科目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	69,991,622	69,279,462
(1) 貯金	69,840,336	68,994,414
(2) 借入金	17,354	24,918
(3) その他の信用事業負債	133,931	260,129
未払費用	5,743	18,353
その他の負債	128,187	241,776
2. 共済事業負債	453,208	423,065
(1) 共済資金	285,459	245,716
(2) 未経過共済付加収入	164,959	171,933
(3) 共済未払費用	1,973	3,881
(4) その他の共済事業負債	816	766
3. 経済事業負債	500,395	640,037
(1) 経済事業未払金	285,024	410,421
(2) 経済受託債務	193,185	179,578
(3) その他の経済事業負債	22,185	50,037
4. 雑負債	169,320	213,700
(1) 未払法人税等	40,954	65,505
(2) その他の負債	128,366	148,194
5. 諸引当金	182,645	176,538
(1) 賞与引当金	42,000	41,000
(2) 退職給付引当金	112,811	109,907
(3) 役員退職慰労引当金	19,092	21,632
(4) ポイント引当金	3,988	3,998
(5) 災害損失引当金	4,753	—
負債の部合計	71,297,193	70,732,804
(純資産の部)		
1. 組合員資本	6,824,404	7,011,576
(1) 出資金	1,357,465	1,343,870
(2) 利益剰余金	5,471,809	5,687,756
利益準備金	1,667,641	1,717,641
その他利益剰余金	3,804,168	3,703,403
任意積立金	3,233,403	3,240,124
リスク管理積立金	1,698,130	1,653,134
農業経営基盤積立金	231,469	229,185
施設整備積立金	960,000	1,014,000
税効果積立金	58,731	58,731
特別積立金	285,073	285,073
当期末処分剰余金	570,763	729,991
(うち当期剰余金)	(210,247)	(266,711)
(3) 処分未済持分	▲ 4,870	▲ 20,050
2. 評価・換算差額等	▲ 282,357	▲ 505,423
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 282,357	▲ 505,423
純資産の部合計	6,542,047	6,506,153
負債及び純資産の部合計	77,839,240	77,238,958

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1. 事業総利益	1,495,881	1,548,703
事業収益	3,766,385	4,184,447
事業費用	2,270,504	2,635,743
(1) 信用事業収益	435,868	415,265
資金運用収益	360,758	375,842
(うち預金利息)	(192,257)	(205,007)
(うち有価証券利息)	(49,980)	(52,548)
(うち貸出金利息)	(88,948)	(88,714)
(うちその他受入利息)	(29,571)	(29,571)
役務取引等収益	19,865	22,024
その他事業直接収益	33,849	—
その他経常収益	21,395	17,398
(2) 信用事業費用	97,803	160,660
資金調達費用	9,261	22,054
(うち貯金利息)	(6,903)	(19,515)
(うち給付補填備金繰入)	(1,424)	(1,129)
(うち借入金利息)	(26)	(34)
(うちその他支払利息)	(1,267)	(1,375)
役務取引等費用	6,115	5,865
その他事業直接費用	43,200	99,630
その他経常費用	38,867	33,110
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲2,855)	(▲4,496)
信用事業総利益	338,064	254,605
(3) 共済事業収益	459,419	501,628
共済付加収入	425,149	433,026
その他の収益	34,270	68,602
(4) 共済事業費用	25,046	39,583
共済推進費	7,697	10,625
その他の費用	17,348	28,957
共済事業総利益	434,373	462,045
(5) 購買事業収益	2,320,994	2,651,881
購買品供給高	2,192,009	2,502,464
購買手数料	14,565	19,137
修理サービス料	88,755	90,229
その他の収益	25,663	40,049
(6) 購買事業費用	1,922,669	2,199,868
購買品供給原価	1,829,383	2,093,360
購買供給費	4,292	4,889
修理サービス費	7,847	7,105
その他の費用	81,145	94,513
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(2,731)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲1,048)	—
(うち貸倒損失)	—	(3)
購買事業総利益	398,324	452,012
(7) 販売事業収益	152,890	191,461
販売品販売高	31,260	46,480
販売手数料	109,402	132,999
その他の収益	12,227	11,982
(8) 販売事業費用	39,975	52,811
販売品販売原価	26,322	40,227

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
その他の費用	13,652	12,583
販売事業総利益	112,915	138,650
(9) 保管事業収益	31,526	30,870
(10) 保管事業費用	13,540	13,490
保管事業総利益	17,985	17,380
(11) 利用事業収益	246,811	254,694
(12) 利用事業費用	179,103	171,999
利用事業総利益	67,708	82,695
(13) その他事業収益	191,714	211,964
(14) その他事業費用	58,565	62,871
その他事業総利益	133,149	149,093
(15) 指導事業収入	14,188	17,058
(16) 指導事業支出	20,830	24,837
指導事業収支差額	▲ 6,641	▲ 7,779
2. 事業管理費	1,305,841	1,316,791
(1) 人件費	903,519	902,412
(2) 業務費	123,018	123,641
(3) 諸税負担金	46,672	39,375
(4) 施設費	225,306	241,664
(5) その他費用	7,324	9,698
事業利益	190,039	231,911
3. 事業外収益	106,877	115,866
(1) 受取雑利息	47	105
(2) 受取出資配当金	55,414	62,072
(3) 賃貸料	40,438	40,681
(4) 償却債権取立益	113	78
(5) 雑収入	10,865	12,930
4. 事業外費用	16,872	15,379
(1) 寄付金	2,155	2,257
(2) 賃貸費用	14,716	13,121
経常利益	280,044	332,399
5. 特別利益	24,915	20,480
(1) 固定資産処分益	8,454	—
(2) 一般補助金	16,461	20,480
6. 特別損失	34,648	12,206
(1) 固定資産処分損	13,489	3,750
(2) 固定資産圧縮損	15,759	3,089
(3) 減損損失	645	5,366
(4) 災害損失引当金繰入	4,753	—
税引前当期利益	270,311	340,673
法人税、住民税及び事業税	55,568	77,038
法人税等調整額	4,495	▲ 3,076
法人税等合計	60,063	73,962
当期剰余金	210,247	266,711
当期首繰越剰余金	354,001	355,999
施設整備積立金取崩額	—	—
リスク管理積立金取崩額	645	104,996
税効果積立金取崩額	4,495	—
農業経営基盤積立金取崩額	1,374	2,284
当期末処分剰余金	570,763	729,991

3. 注記表 (令和6年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
 - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - イ. 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品(農機・自動車)……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品(小売店舗品、部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品以外の棚卸資産 ……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31年～50年、機械装置 7年
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ ポイント引当金

J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

- 当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 利用事業

カンントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

- 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,768,410千円であり、その内訳は次のとおりです。
- ① 建物 884,522千円
 - ② 機械装置 699,537千円
 - ③ その他の有形固定資産 184,349千円

(2) 担保に供している資産

定期預金700,000千円を為替決済の担保に、定期預金4,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

- 子会社等に対する金銭債権の総額 95,734千円
子会社等に対する金銭債務の総額 207,427千円

- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 44,836千円
理事および監事に対する金銭債務はありません

- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)
(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は36,055
千円です。危険債権額は118,965千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続
開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営
破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債
権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってい
ないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債
権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はあ
りません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支
払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及
びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を
図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本
の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行
った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債
権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上
延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は155,020千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の
取引による取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	79,478千円
うち事業取引高	32,736千円
うち事業取引以外の取引高	46,742千円
② 子会社等との取引による費用総額	83,798千円
うち事業取引高	83,468千円
うち事業取引以外の取引高	330千円

- (2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した
資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピン
グを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、
また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、
各固定資産をグループの最小単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立
したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グ
ループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、
共用資産と認識しています。当事業年度に減損を計上した固
定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
猫ノ目給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
本店横敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧J Aアグリはくい事務所	遊休資産	建物等	業務外固定資産

- ② 減損損失の認識に至った経緯

猫ノ目給油所敷地および本店横敷地については、固定資産
税評価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識
しました。

旧J Aアグリはくい事務所については、事務所移転に伴い、
遊休資産へのグルーピングの変更を行った為、処分可能価額
で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な
固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

猫ノ目給油所敷地	478千円 (土地 478千円)
本店横敷地	2,061千円 (土地 2,061千円)
旧J Aアグリはくい事務所	2,827千円 (建物 2,792千円 その他 34千円)
合計	5,366千円 (土地 2,539千円 建物 2,792千円 その他 34千円)

- ④ 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用し
ております。正味売却価額の時価は固定資産税評価額に基
づき算定しています。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農
家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金
を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や
社債などの債券による運用を行っています。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合
員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員
等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されて
います。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目
的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の
信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに
晒されています。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会
において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引
については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りな
がら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先
のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとと
もに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定
を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向
上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良
債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全
化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引
当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上
し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リ
スクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務
の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収
益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負
債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に
対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通
しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォ
リオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針
を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的
に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。
融資運用課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会
で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスク
ヘッジを行っています。融資運用課が行った取引については
審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的
にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目
的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数
である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、
貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、
貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期
末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値
の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分
析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当
事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想
定した場合には、経済価値が97,543千円減少するものと把
握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提
としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮してい
ません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場
合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達につ
いて月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め
ています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を
行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性
(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検
討を行っています。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価
格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算
定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。
当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用している
ため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なるこ
ともあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預金	52,703,494	52,179,203	▲ 524,291
有価証券	5,253,082	5,230,260	▲ 22,822
満期保有目的の債券	498,602	475,780	▲ 22,822
その他有価証券	4,754,480	4,754,480	—
貸出金	12,149,385		
貸倒引当金	▲ 34,313		
貸倒引当金控除後	12,115,071	11,637,074	▲ 477,996
資産計	70,071,648	69,046,538	▲ 1,025,109
貯金	68,994,414	68,814,010	▲ 180,403
負債計	68,994,414	68,814,010	▲ 180,403

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価、又は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,202,169
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	3,202,169

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預金	50,503,494	—	1,000,000
有価証券	100,000	400,000	200,000
満期保有目的の債券	100,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	400,000	200,000
貸出金	1,179,740	836,421	771,556
合 計	51,783,234	1,236,421	1,971,556

	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	—	—	1,200,000
有価証券	—	500,000	4,800,000
満期保有目的の債券	—	—	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	500,000	4,400,000
貸出金	695,758	532,770	8,077,871
合 計	695,758	1,032,770	14,077,871

(注1) 貸出金のうち、当座貸越109,592千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等55,266千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金	63,375,905	1,443,014	3,685,522
合 計	63,375,905	1,443,014	3,685,522

	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	197,049	178,951	113,971
合 計	197,049	178,951	113,971

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債権

満期保有目的の債権において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	198,602	189,480	▲ 9,122
	社 債	300,000	286,300	▲ 13,700
	小 計	498,602	475,780	▲ 22,822
合 計	498,602	475,780	▲ 22,822	

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	102,310	101,621	688
	小 計	102,310	101,621	688
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	3,467,830	3,958,560	▲ 490,730
	社 債	873,720	1,000,000	▲ 126,280
	受益証券	310,620	400,000	▲ 89,380
小 計	4,652,170	5,358,560	▲ 706,390	
合 計	4,754,480	5,460,182	▲ 705,702	

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
受益証券	400,370	—	99,630
合計	400,370	—	99,630

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	112,811
退職給付費用	30,725
退職給付の支払額	▲ 6,119
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 27,510
期末における退職給付引当金	109,907

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	511,490
特定退職金共済制度	▲ 401,582
未積立退職給付債務	109,907
退職給付引当金	109,907

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	30,725
----------------	--------

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,213千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は80,482千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰延税金資産	
貸倒引当金	10,439
退職給付引当金	31,099
賞与引当金	11,340
減損損失	30,543
その他有価証券評価差額金	200,278
その他	23,276
繰延税金資産小計	306,977
評価性引当額	▲ 38,172
繰延税金資産合計（A）	268,805
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 6,718
繰延税金負債合計（B）	▲ 6,718
繰延税金資産の純額（A）+（B）	262,086

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.9
評価性引当額の増減	0.2
住民税均等割	1.2
税額控除	▲ 0.5
事業分量配当額の損金算入額	▲ 3.9
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	▲ 0.2
その他	▲ 0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.7

- (3) 税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

- (1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記施設の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該施設に見合う資産除去債務を計上していません。

・土橋倉庫 ・柳田倉庫 ・柴垣集荷場
・南部育苗センター

- (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、619,724千円であります。

3. 注記表 (令和5年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
 - ・子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - イ. 時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品(小売店舗品、部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品以外の棚卸資産……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 31年~50年、機械装置 7年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下の通りです。
自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
 - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ、債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ ポイント引当金
 - J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末

において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和6年1月1日以降に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
 - 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業
 - 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 保管事業
 - 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 利用事業
 - カンントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 福祉事業
 - 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
 - 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
 - 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,766,577千円であり、その内訳は次のとおりです。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 建物 | 884,522千円 |
| ② 機械装置 | 699,537千円 |
| ③ その他の有形固定資産 | 182,516千円 |

- (2) 担保に供している資産
定期預金700,000千円を為替決済の担保に、定期預金4,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 54,937千円
子会社等に対する金銭債務の総額 230,160千円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 39,680千円
理事および監事に対する金銭債務はありません
- (5) 債権のうち農業協同組合施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は57,007千円です。危険債権額は125,686千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は182,694千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額
- | | |
|-------------------|----------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 74,480千円 |
| うち事業取引高 | 27,416千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 47,063千円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 62,238千円 |
| うち事業取引高 | 62,060千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 178千円 |

(2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
猫ノ目給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
本店横敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産

- ② 減損損失の認識に至った経緯
猫ノ目給油所敷地および本店横敷地については、固定資産評価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。
- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
猫ノ目給油所敷地 41千円(土地 41千円)
本店横敷地 604千円(土地 604千円)
合 計 645千円(土地 645千円)
- ④ 回収可能価額の算定方法
固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しております。正味売却価額の時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取り組み方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。融資運用課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。融資運用課が行った取引については審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が93,792千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預金	55,175,890	54,868,481	▲ 307,408
有価証券	4,378,010	4,374,460	▲ 3,550
満期保有目的の債券	300,000	296,450	▲ 3,550
その他有価証券	4,078,010	4,078,010	—
貸出金	11,316,573		
貸倒引当金	▲ 38,810		
貸倒引当金控除後	11,277,762	11,066,988	▲ 210,773
資産計	70,831,662	70,309,930	▲ 521,731
貯金	69,840,336	69,799,736	▲ 40,599
負債計	69,840,336	69,799,736	▲ 40,599

(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価、又は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によつています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によつています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,202,169
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	3,202,169

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預金	53,975,890	—	—
有価証券	200,000	100,000	200,000
満期保有目的の債券	—	100,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000	—	200,000
貸出金	952,962	797,584	740,511
合 計	55,128,852	897,584	940,511

	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	—	—	1,200,000
有価証券	—	200,000	4,100,000
満期保有目的の債券	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	200,000	3,900,000
貸出金	666,373	594,243	7,494,835
合 計	666,373	794,243	12,794,835

(注1) 貸出金のうち、当座貸越 136,064 千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 70,063 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金	65,716,270	2,075,048	1,517,744
合 計	65,716,270	2,075,048	1,517,744

	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	218,386	199,238	113,648
合 計	218,386	199,238	113,648

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債権

満期保有目的の債権において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	100,000	100,150
	小 計	100,000	100,150
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	200,000	196,300
	小 計	200,000	196,300
合 計	300,000	296,450	▲ 3,550

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	613,770	602,692
	小 計	613,770	602,692
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,973,760	2,165,636
	社 債	717,760	800,000
	受益証券	772,720	900,000
	小 計	3,464,240	3,865,636
合 計	4,078,010	4,468,329	▲ 390,319

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	837,424	33,849	—
受益証券	256,800	—	43,200
合計	1,094,224	33,849	43,200

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	108,096
退職給付費用	4,746
退職給付の支払額	▲32
期末における退職給付引当金	112,811

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	522,504
特定退職金共済制度	▲409,692
未積立退職給付債務	112,811
退職給付引当金	112,811

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	4,746
退職給付費用計	4,746

特定退職金共済制度への拠出金27,274千円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,514千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は88,292千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰延税金資産	
貸倒引当金	10,195
退職給付引当金	31,203
賞与引当金	11,617
減損損失	28,673
その他有価証券評価差額金	107,962
その他	20,109
繰延税金資産小計	209,761
評価性引当額	▲36,519
繰延税金資産合計（A）	173,242
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲6,548
繰延税金負債合計（B）	▲6,548
繰延税金資産の純額（A）+（B）	166,694

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.1
評価性引当額の増減	▲0.4
住民税均等割	1.5
税額控除	▲0.5
事業分量配当額の損金算入額	▲3.8
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.2

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記施設の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該施設に見合う資産除去債務を計上していません。

・土橋倉庫 ・柳田倉庫 ・神子原倉庫 ・柴垣集荷場
・南部育苗センター

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、672,337千円であります。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	570,763	729,991
2. 剰余金処分額	214,764	227,067
(1) 利益準備金	50,000	60,000
(2) 任意積立金	114,000	106,076
リスク管理積立金	60,000	50,000
農業経営基盤積立金	—	3,000
施設整備積立金	54,000	50,000
税効果積立金	—	3,076
(3) 出資配当金	13,440	13,148
(年率)	(1.0%)	(1.0%)
(4) 事業分量配当金	37,324	47,842
3. 次期繰越剰余金	355,999	502,923

(注)

- 事業分量配当金の基準は、以下のとおりです。
米出荷数量（主食用米）30kg当たり250円
水稻種子出荷数量 20kg当たり250円
- 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額13,400千円が含まれています。
- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積立目標額または積立基準	取 崩 基 準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本的支出、農林年金制度変更等に伴う費用に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の30/1000に達する額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
農業経営基盤積立金	営農指導事業に関するもので特別措置および臨時措置に要する費用もしくは支出に備え、計画的な財源確保を図る。	販売品取扱高の10/100相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価額相当額。 2 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価額の10%以内。 3 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

5. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,247,826	415,266	501,629	1,784,364	1,552,172	21,396	
事業費用 ②	2,726,122	160,660	39,583	1,332,057	1,175,328	18,493	
事業総利益 (①-②) ③	1,548,704	254,605	462,045	452,306	376,844	2,902	
事業管理費 ④	1,400,792	273,595	258,872	391,913	363,240	29,172	
(うち減価償却費⑤-1)	129,029	11,412	13,211	76,441	22,528	5,436	
(うち人件費⑤-2)	986,412	191,938	204,011	209,257	281,621	15,585	
※うち共通管理費⑥		77,101	96,513	83,947	93,426	-	▲350,987
(うち減価償却費⑦-1)		10,630	12,735	2,140	2,322	-	▲27,827
(うち人件費⑦-2)		37,243	47,280	49,557	55,204	-	▲189,284
事業利益 (③-④) ⑧	231,912	▲18,990	203,174	60,394	13,604	▲26,270	
事業外収益 ⑨	115,867	38,330	29,214	22,702	25,622	-	
※うち共通分 ⑩		10,313	13,214	13,764	15,272	-	▲52,563
事業外費用 ⑪	15,379	2,901	3,683	3,861	4,301	633	
※うち共通分 ⑫		2,901	3,683	3,861	4,301	-	▲14,747
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	332,400	16,438	228,704	79,235	34,925	▲26,903	
特別利益 ⑭	20,481	3,422	4,344	5,810	6,906	-	
※うち共通分 ⑮		3,422	4,344	4,554	5,072	-	▲17,391
特別損失 ⑯	12,206	1,794	2,277	3,643	4,493	-	
※うち共通分 ⑰		1,794	2,277	2,387	2,659	-	▲9,117
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	340,674	18,066	230,771	81,401	37,338	▲26,903	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	26,903	-	▲26,903	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	340,674	18,066	230,771	54,499	37,338		
(⑱-⑲)							

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

※ 記載金額については四捨五入して表示しています。そのため表中の合計が一致しないことがあります。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	22%	27%	24%	27%	-	100%
営農指導事業	-	-	100%	-	-	100%

令和5年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,853,415	435,868	459,420	1,464,742	1,474,704	18,681	
事業費用 ②	2,357,534	97,804	25,046	1,101,683	1,117,772	15,229	
事業総利益 (①-②) ③	1,495,881	338,065	434,373	363,059	356,932	3,452	
事業管理費 ④	1,305,842	282,604	259,272	365,619	368,801	29,546	
(うち減価償却費⑤-1)	130,843	12,118	13,720	74,378	25,665	4,961	
(うち人件費⑤-2)	903,520	197,020	200,267	208,476	279,685	18,072	
※うち共通管理費⑥		83,994	96,400	69,742	84,845	-	▲334,981
(うち減価償却費⑦-1)		11,147	13,118	1,653	1,842	-	▲27,760
(うち人件費⑦-2)		37,531	43,372	38,109	47,002	-	▲166,014
事業利益 (③-④) ⑧	190,039	55,460	175,101	▲2,560	▲11,869	▲26,094	
事業外収益 ⑨	106,878	39,713	28,680	19,389	19,096	-	
※うち共通分 ⑩		11,345	12,680	11,712	13,714	-	▲49,451
事業外費用 ⑪	16,873	3,613	4,066	3,862	4,701	631	
※うち共通分 ⑫		3,613	4,066	3,862	4,701	-	▲16,242
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	280,045	91,561	199,716	12,968	2,526	▲26,725	
特別利益 ⑭	24,915	1,909	2,102	2,125	18,779	-	
※うち共通分 ⑮		1,909	2,102	2,125	2,318	-	▲8,454
特別損失 ⑯	34,648	5,426	6,258	5,198	17,767	-	
※うち共通分 ⑰		5,426	6,258	5,198	6,791	-	▲23,673
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	270,312	88,044	195,560	9,895	3,538	▲26,725	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	26,725	-	▲26,725	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	270,312	88,044	195,560	▲16,830	3,538		
(⑱-⑲)							

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

※ 記載金額については四捨五入して表示しています。そのため表中の合計が一致しないことがあります。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29%	28%	20%	23%	-	100%
営農指導事業	-	-	100%	-	-	100%

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 私は、当J Aの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月29日
はくい農業協同組合
代表理事組合長 山本 好和

7. 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	4,058,179	3,799,948	3,924,114	3,853,415	4,274,825
信用事業収益	470,739	451,396	443,853	435,868	415,265
共済事業収益	498,931	500,070	474,109	459,420	501,628
農業関連事業収益	1,552,836	1,391,593	1,554,121	1,483,423	1,784,363
その他事業収益	1,535,673	1,456,890	1,452,030	1,474,704	1,573,568
経 常 利 益	276,372	338,594	278,132	280,045	332,399
当 期 剰 余 金	207,345	113,605	199,862	210,247	266,711
出 資 金	1,373,645	1,369,075	1,359,955	1,357,465	1,343,870
出 資 口 数	274,729	273,815	271,991	271,493	268,774
純 資 産 額	6,634,937	6,578,527	6,539,538	6,542,047	6,506,152
総 資 産 額	73,925,492	74,584,962	75,285,031	77,839,240	77,238,958
貯 金 残 高	65,947,434	66,801,161	67,519,488	69,840,336	68,994,414
貸 出 金 残 高	10,648,434	10,647,873	11,109,367	11,316,573	12,149,385
有 価 証 券 残 高	3,645,430	4,484,940	3,929,900	4,378,010	5,253,082
剰 余 金 配 当 金 額	41,271	50,407	51,059	50,764	60,991
出 資 配 当 金	13,524	13,541	13,435	13,440	13,148
事 業 分 量 配 当 金	27,747	36,866	37,623	37,324	47,842
職 員 数	170	164	152	153	148
単 体 自 己 資 本 比 率	24.39%	24.51%	24.45%	24.93%	27.55%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収益	360,758	375,842	15,084
役務取引等収益	19,865	22,024	2,159
その他信用事業収益	55,244	17,398	▲ 37,846
合 計	435,868	415,265	▲ 20,603
資金調達費用	9,621	22,054	12,433
役務取引等費用	6,115	5,865	▲ 250
その他信用事業費用	82,067	132,740	50,673
合 計	97,803	160,660	62,857
信用事業粗利益	338,064	254,605	▲ 83,459
信用事業粗利益率	0.48	0.35	▲ 0.13
事業粗利益	1,608,752	1,641,908	33,156
事業粗利益率	2.10	2.08	▲ 0.02
事業純益	302,426	325,116	22,690
実質事業純益	302,911	325,116	22,205
コア事業純益	269,061	325,116	56,055
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	312,261	424,746	112,485

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	69,324,710	360,758	0.52	71,558,491	375,842	0.53
預 金	53,078,300	221,828	0.42	54,738,778	234,578	0.43
有 価 証 券	5,217,994	49,980	0.96	5,368,638	52,548	0.98
貸 出 金	11,028,415	88,948	0.81	11,451,075	88,714	0.77
資金調達勘定	68,289,998	9,621	0.01	70,114,788	20,678	0.03
貯 金 ・ 定 期 積 金	68,272,086	9,595	0.01	70,093,209	20,644	0.03
借 入 金	17,912	26	0.15	21,578	34	0.16
総資金利ざや			0.22			0.24

(注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	▲ 17,454	15,084
預 金 利 息	▲ 4,962	12,750
有 価 証 券 利 息	7,227	2,567
貸 出 金 利 息	2,598	▲ 233
そ の 他 受 入 利 息	▲ 22,317	▲ 0
支 払 利 息	▲ 381	12,433
貯 金 利 息	▲ 381	12,612
給付補てん備金繰入	▲ 352	▲ 294
譲渡性貯金利息	—	—
借入金利息	9	8
そ の 他 支 払 利 息	515	107
差 引	▲ 17,073	2,651

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
要求払貯金	29,944	34,138	4,194
当座貯金	33	34	1
普通貯金	29,836	34,026	4,190
貯蓄貯金	60	64	5
通知貯金	—	—	—
別段貯金	15	14	▲1
その他の貯金	—	—	—
定期性貯金	38,328	35,955	▲2,373
定期貯金	36,717	34,488	▲2,229
財形貯蓄	31	31	▲0
積立定期貯金	116	118	2
定期積金	1,458	1,311	▲147
その他の貯金	7	7	▲0
計	68,272	70,093	1,821
譲渡性貯金	—	—	—
合計	68,272	70,093	1,821

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
定期貯金	35,199	33,726	▲1,473
うち固定金利定期	35,177	33,703	▲1,474
うち変動金利定期	21	23	2

(2) 貸出金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付金	6	0	▲6
証書貸付金	8,375	8,834	459
当座貸越	148	117	▲31
金融機関貸付	2,500	2,500	0
合計	11,028	11,452	424
割引手形	—	—	—

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利貸出	10,555	11,478	923
変動金利貸出	570	503	▲67
その他貸出	190	166	▲24
合計	11,316	12,149	833

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
貯金	77	36	▲41
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	75	83	9
その他担保	94	77	▲17
計	245	196	▲49
保証			
農業信用基金協会保証	5,619	6,110	491
その他保証	2,816	3,224	408
計	8,435	9,334	899
信用	2,637	2,619	▲17
合計	11,317	12,149	833

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	6,544	6,937	393
運 転 資 金	4,771	5,212	441
合 計	11,316	12,149	833

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連(自動車ローンを除く)」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	構 成 比	令和6年度	構 成 比	増 減	
法 人	農 業 ・ 林 業	653	5.78	670	5.51	17
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	54	0.48	54	0.45	0
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	1	0.01	1	0.01	0
	サ ー ビ ス 業	1	0.02	1	0.01	0
	金 融 ・ 保 険 業	2,500	22.09	2,500	20.58	—
	地 方 公 共 団 体	2,065	18.25	2,473	20.36	408
	そ の 他	—	—	—	—	—
個 人	6,040	53.37	6,450	53.09	410	
合 計	11,316	100.00	12,149	100.00	833	

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	623	618	▲ 5
穀 作	390	407	17
野 菜 ・ 園 芸	44	40	▲ 4
果 樹 ・ 樹 園 農 業	6	6	0
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	183	165	▲ 18
農 業 関 連 団 体 等	11	85	74
合 計	634	703	69

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、「JAや全農とその子会社等」が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	385	401	16
農業制度資金	248	301	53
うち農業近代化資金	207	252	45
うちその他制度資金	41	49	8
合 計	634	703	69

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	16	24	8
そ の 他	1	1	▲0
合 計	17	25	8

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				合 計
		担 保	保 証	引 当		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	57	4	18	35	57
	6年度	36	3	—	33	36
危 険 債 権	5年度	125	2	121	2	125
	6年度	118	1	115	1	117
要 管 理 債 権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
小 計	5年度	182	6	139	37	182
	6年度	154	4	115	35	153
正 常 債 権	5年度	11,143				
	6年度	11,999				
合 計	5年度	11,325				
	6年度	12,154				

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
 該当する取引はありません。

○ 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

○ 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
危険債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
要管理債権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額
三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

○ 自己査定と金融再生法開示債権、リスク管理債権との関係

自己査定債務者区分		金融再生法開示債権	
(総与信ベース)		(信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)	
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ア)	36
実質破綻先		(注1)	
破綻懸念先		危険債権 (イ)	118
破綻懸念先		(注1)	
要注意先	要管理先	要管理債権 (ウ)	三月以上延滞債権 (C) 貸出条件緩和債権 (D)
	その他の要注意先	(注2)	-
正常先		正常債権 (エ)	11,999
		(注1)	
		合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	12,154
		開示債権合計額 (ア)+(イ)+(ウ)	154
(正常債権 11,999 百万円を除く)			

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) (C)又は(D)以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 5 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	934	1,395		934	1,395
個 別 貸 倒 引 当 金	40,731	37,414	—	40,731	37,414
合 計	41,749	38,810	—	41,749	38,810

種 目	令 和 6 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	1,395	557		1,395	557
個 別 貸 倒 引 当 金	37,414	33,756	—	37,414	33,756
合 計	38,810	34,313	—	38,810	34,313

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 5 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替	14,497	9,350,677	91,450	20,183,683
代 金 取 立 為 替	—	—	—	—
雑 為 替	1,233	294,986	896	183,424
合 計	15,730	9,645,663	92,346	20,367,107

種 類	令 和 6 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替	14,065	10,289,380	94,899	19,000,519
代 金 取 立 為 替	—	—	—	—
雑 為 替	1,036	284,276	827	165,389
合 計	15,101	10,573,656	95,726	19,165,909

(4) 有価証券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	2,968,339	3,387,311	418,972
社 債	1,055,449	1,138,558	83,109
受 益 証 券	1,194,204	842,768	▲ 351,436
合 計	5,217,994	5,368,638	150,644

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	202,860	105,340	—	—	—	2,279,330	—	2,587,530
社 債	—	199,410	—	—	488,870	329,480	—	1,017,760
受 益 証 券	—	—	173,540	423,980	175,200	—	—	772,720
合 計	202,860	304,750	173,540	423,980	664,070	2,608,810	—	4,378,010

種 類	令 和 6 年 度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	301,570	196,320	—	387,107	2,883,745	—	3,768,742
社 債	100,000	297,560	—	278,640	200,000	297,520	—	1,173,720
受 益 証 券	—	—	231,480	79,140	—	—	—	310,620
合 計	100,000	599,130	427,800	357,780	587,107	3,181,265	—	5,253,082

③ 有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕 該当する取引はありません。

〔満期保有目的の債券〕

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	時価(B)	差額 (B)-(A)	貸借対照表 計上額(A)	時価(B)	差額 (B)-(A)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	社 債	100,000	100,150	150	-	-	-
	小 計	100,000	100,150	150	-	-	-
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	-	-	-	198,602	189,480	▲ 9,122
	社 債	200,000	196,300	▲ 3,700	300,000	286,300	▲ 13,700
	小 計	200,000	196,300	▲ 3,700	498,602	475,780	▲ 22,822
合 計		300,000	296,450	▲ 3,550	498,602	475,780	▲ 22,822

〔その他有価証券〕

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	取得価額又は 償却減価(B)	差額 (A)-(B)	貸借対照表 計上額(A)	取得価額又は 償却減価(B)	差額 (A)-(B)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	613,770	602,692	11,078	102,310	101,621	688
	小 計	613,770	602,692	11,078	102,310	101,621	688
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	1,973,760	698,517	1,275,243	3,467,830	3,958,560	▲ 490,730
	社 債	717,760	800,000	▲ 82,240	873,720	1,000,000	▲ 126,280
	受益証券	772,720	900,000	▲ 127,280	310,620	400,000	▲ 89,380
小 計	3,464,240	3,865,636	▲ 401,396	4,652,170	5,358,560	▲ 706,390	
合 計		4,078,010	4,468,329	▲ 390,319	4,754,480	5,460,182	▲ 705,702

④ 金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕 該当する取引はありません。

〔満期保有目的の金銭の信託〕 該当する取引はありません。

〔その他の金銭の信託〕 該当する取引はありません。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

① 投資信託残高 (ファンドラップ含む)

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	61	66

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項 目	令和5年度	令和6年度
残高有り投資信託口座数	40	102

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
終 身 共 済	10,920	87,089,121	10,958	82,620,612
定期生命共済	312	3,300,400	369	4,105,850
養老生命共済	2,614	11,514,746	2,403	10,020,302
こども共済	1,994	7,547,400	1,929	6,843,300
医療共済	7,333	742,450	7,254	723,150
がん共済	2,093	427,500	2,091	414,000
定期医療共済	187	216,100	170	189,100
介護共済	952	2,218,531	1,156	2,849,230
認知症共済	221		227	
生活障害共済	401		401	
特定重度疾病共済	718		763	
年金共済	4,219	46,000	4,214	46,000
建物系 建物更生共済	8,440	104,122,267	8,598	107,626,606
合 計	38,410	209,677,116	38,604	208,594,851

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額)を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	—	25,920	—	22,339
	7,333	632,519	7,254	709,021
が ん 共 済	2,093	12,154	2,091	12,084
定 期 医 療 共 済	187	929	170	846
	—	39,003	—	35,269
合 計	9,613	632,519	9,515	709,021

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	952	2,997,187	1,156	3,799,289
認 知 症 共 済	221	289,200	227	296,300
生活障害共済(一時金型)	320	1,253,800	321	1,270,800
生活障害共済(定期年金型)	81	63,200	80	62,340
特 定 重 度 疾 病 共 済	718	790,400	763	823,200

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	3,448	2,044,396	3,421	2,018,081
年 金 開 始 後	771	357,423	793	373,108
合 計	4,219	2,401,820	4,214	2,391,190

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	15,837	20,570,090	19,054	1,478	19,660,610	18,883
自 動 車 共 済	9,430		420,362	9,536		427,639
傷 害 共 済	1,324	10,744,500	669	1,832	6,226,000	593
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	103		479	96		454
自 賠 責 共 済	2,379		40,300	2,387		40,149
合 計	14,773		480,866	15,329		487,720

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	2,152,465	279,517	2,492,435	326,653
生 活 物 資	341,636	97,585	380,314	101,524
合 計	2,494,101	377,203	2,872,750	428,178

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	1,385,241	89,880	2,066,369	122,231
米 以 外 の 農 産 物	677,052	23,054	629,571	23,682
畜 産 物	123,349	387	123,946	385
合 計	2,104,960	113,323	2,819,887	146,299

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	29,089
	荷 役 料	—
	そ の 他 の 収 益	2,437
費 用	保 管 材 料 費	—
	保 管 労 務 費	—
	そ の 他 の 費 用	13,540
差 引	17,985	17,380

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 数 量 ・ 金 額	手 数 料	取 扱 数 量 ・ 金 額	手 数 料
カントリーエレベータ	1254 t	42,015	1236 t	43,515
ライスセンター	1026 t	36,932	934 t	41,361
育苗センター	152,243 枚	80,890	147,669 枚	84,119
種子センター	329 t	9,729	324 t	12,226
無人ヘリ防除	2,336 ha	58,344	2,278 ha	53,669
そ の 他		18,908		19,805
合 計		246,821		254,699

(5) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益	訪 問 介 護 収 益	19,754
	通 所 介 護 収 益	97,587
	居 宅 介 護 支 援 収 益	9,052
	そ の 他 の 収 益	65,238
費 用	介 護 労 務 費	30,075
	そ の 他 の 費 用	28,489
差 引	133,068	148,935

(6) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 入	指 導 事 業 補 助 金	4,422
	実 費 収 入	312
	そ の 他 の 収 入	9,453
支 出	営 農 改 善 費	13,913
	生 活 文 化 事 業 費	3,043
	教 育 情 報 費	3,073
	協 力 団 体 育 成 費	800
差 引	▲ 6,641	▲ 7,779

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.36	0.42	0.06
資本経常利益率	4.21	4.89	0.68
総資産当期純利益率	0.27	0.33	0.06
資本当期純利益率	3.16	3.92	0.76

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	16.20	17.60	1.40
	期中平均	16.15	16.33	0.18
貯証率	期末	6.26	7.61	1.35
	期中平均	7.64	7.65	0.01

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、27.55%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	はくい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,343百万円（前年度1,357百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,773	6,950
うち、出資金及び資本準備金の額	1,357	1,343
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	5,471	5,687
うち、外部流出予定額 (▲)	50	60
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 4	▲ 20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,775	6,951
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	7
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	7
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	5
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,769	6,943
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	24,072	24,475
資産 (オン・バランス項目)	24,072	24,473
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー (▲)	—	—
オフ・バランス項目	—	2
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	3,080	726
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	27,153	25,202
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	24.93%	27.55%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当「A」は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
 3. 当「A」が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	141	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,773	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,070	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	57,677	11,535	461
法人等向け	1,177	624	24
中小企業等向け及び個人向け	479	296	11
抵当権付住宅ローン	379	132	5
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	41	3	0
取立未済手形	19	3	0
信用保証協会等による保証付	5,616	553	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	604	604	24
（うち出資等のエクスポージャー）	604	604	24
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	6,298	10,310	412
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,597	6,494	259
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	79	199	7
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,621	3,616	144

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		900	9	0
	(うちルックスルー方式)	900	9	0
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)		—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		78,179	24,072	962
CVAリスク相当額 ÷ 8%		—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		78,179	24,072	962
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額			所要自己資本額
	a			b = a × 4%
		3,080		123
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計			総所要自己資本額
	a			b = a × 4%
		27,153		1,086

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		129	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		4,266	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		2,293	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		55,220	11,785	471
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		1,301	590	23
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—
		—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		643	450	18
（うちトランザクター向け）		1	0	0
不動産関連向け		568	183	7
（うち自己居住用不動産等向け）		568	183	7
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）		34	9	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		10	—	—
取立未済手形		7	1	0
信用保証協会等による保証付		6,108	602	24
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—
株式等		604	604	24
上記以外		6,220	10,244	409
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		2,597	6,494	259
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		89	223	8
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,532	3,525	141
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		400	4	0
	(うちルックスルー方式)	400	4	0
	(うちマナデート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額(▲)		—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計		77,809	24,475	979
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		77,809	24,475	979
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>		マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		—		—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		726		29
総所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		25,202		1,008

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	726
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	29
B I	484
B I C	58

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバルレーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, J C R, S & P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, J C R, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, J C R, S & P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞 エクスポージャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞 エクスポージャー 期末残高
		う ち 貸出金等	う ち 債 券			う ち 貸出金等	う ち 債 券		
法 人	農業	393	144	-	0	435	186	-	1
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	2	2	-	-	1	1	-	1
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,101	-	1,101	-	1,101	-	1,101	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	60,294	2,500	-	-	58,026	2,500	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	472	442	-	-	503	473	-	-
日本国政府・ 地方公共団体	4,449	1,675	2,773	-	6,352	2,086	4,266	-	
上記以外	373	48	-	-	374	48	-	-	
個人	6,510	6,510	-	40	6,859	6,859	-	41	
その他	3,680	-	-	-	3,753	-	-	-	
業種別残高計		77,279	11,325	3,875	41	77,409	12,157	5,567	44
1年以下		53,810	131	202		50,931	317	100	
1年超3年以下		700	397	302		1,952	348	602	
3年超5年以下		824	824	-		1,091	891	199	
5年超7年以下		479	479	-		752	452	300	
7年超10年以下		1,404	904	500		1,548	948	599	
10年超		12,518	8,448	2,870		14,052	9,086	3,765	
期限の定めのないもの		7,541	139	-		7,079	112	-	
残存期間別残高計		77,279	11,325	3,875		77,409	12,157	5,567	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期 中 増 加 額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増 加 額	期中減少額		期末残高
			目的使用	そ の 他				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	1	1		1	1	1	1		1	1
個 別 貸 倒 引 当 金	47	43	-	47	43	43	42	-	43	42

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度							令和6年度						
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	貸 出 金 償 却	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	貸 出 金 償 却		
			目的使用	そ の 他					目的使用	そ の 他				
法 人	農 業	6	5	-	6	5	-	5	7	-	5	7	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	3	3	-	3	3	-	3	1	-	3	1	-	
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	
上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
個 人	38	34	-	38	34	-	38	33	-	38	33	-		
業 種 別 残 高 計	47	43	-	47	43	-	47	42	-	47	42	-		

(注) 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						リスク・ ウェイトの 加重平均値
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後		信用リスク・ アセットの額	
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
		A	B	C	D		
現金	0	129	—	129	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	4,266	—	4,266	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	2,293	—	2,293	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	55,220	—	55,220	—	11,785	21
〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	1,301	—	1,301	—	590	45
〔うち特定貸付債権向け〕	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	639	38	583	3	450	77
〔うちトランザクター向け〕	45	—	13	—	1	0	45
不動産関連向け	20~150	568	—	565	—	183	32
〔うち自己居住用不動産等向け〕	20~75	568	—	565	—	183	32
〔うち賃貸用不動産向け〕	30~150	—	—	—	—	—	—
〔うち事業用不動産関連向け〕	70~150	—	—	—	—	—	—
〔うちその他不動産関連向け〕	60	—	—	—	—	—	—
〔うちADC向け〕	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	9	—	9	—	9	105
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	7	—	7	—	1	20
信用保証協会等による保証付	0~10	6,108	—	6,029	—	602	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	604	—	604	—	604	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	6,212	—	6,212	—	10,244	165
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	1250	—	—	—	—	—	—
〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	250~400	—	—	—	—	—	—
〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係 るエクスポージャー〕	250	2,597	—	2,597	—	6,494	250
〔うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー〕	250	89	—	89	—	223	250
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	250	—	—	—	—	—	—
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	150	—	—	—	—	—	—
〔うち上記以外のエクスポージャー〕	100	3,525	—	3,525	—	3,525	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
〔うちSTC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔短期STC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔うち不良債権証券化適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔うちSTC・不良債権証券化適用対象外分〕	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	400	—	400	—	4	1
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	24,475	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4									4			
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	2								2				
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機関向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	51		3					0	55				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）（うち特定貸付債権向け）	0	1								1			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等株式等						1				1			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け（うちトランザクター向け）	0		0		0		0			1			
	0									0			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	0	0	0				0	0		0	0	0	1
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け													
	60%		その他				合計						
不動産関連向けうちその他不動産関連向け													
	100%		150%		その他				合計				
不動産関連向けうちADC向け													
	50%		100%		150%		その他				合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		0				0				0			0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	0												0
取立未済手形				0									0
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			6							0			6
共済約款貸付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和5年度		
			格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト	0%	—	5,152	5,152
	リスク・ウェイト	2%	—	—	—
	リスク・ウェイト	4%	—	—	—
	リスク・ウェイト	10%	—	5,536	5,536
	リスク・ウェイト	20%	—	57,697	57,697
	リスク・ウェイト	35%	—	378	378
	リスク・ウェイト	50%	11,101	40	1,142
	リスク・ウェイト	75%	—	394	394
	リスク・ウェイト	100%	—	4,300	4,300
	リスク・ウェイト	150%	—	1	1
	リスク・ウェイト	250%	—	2,677	2,677
	そ の 他		—	—	—
リスク・ウェイト	1250%	—	—	—	
合 計			11,101	76,178	77,279

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	65,045	—	—	64,911
40%～70%	4,885	13	10	4,886
75%	335	22	10	334
80%	—	—	—	—
85%	257	—	—	255
90%～100%	15	0	10	15
105%～130%	—	—	—	—
150%	5	0	10	5
250%	—	—	—	—
400%	604	—	—	604
1250%	—	—	—	—
そ の 他	1	2	10	1
合 計	71,149	38	10	71,015

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	23	1
抵当権住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	23	1

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	26	0
自己居住用不動産等向け	9	—
抵当権付き住宅ローン	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	35	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っていきます。

9. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ILD、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行ったうえで、取得原価との評価差額については「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,202	3,202	3,202	3,202
合計	3,202	3,202	3,202	3,202

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	900	400
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際に基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告に係る事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日としてＩＲＲＢＢを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当ＪＡは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当ＪＡでは、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクの計算を実施していません。

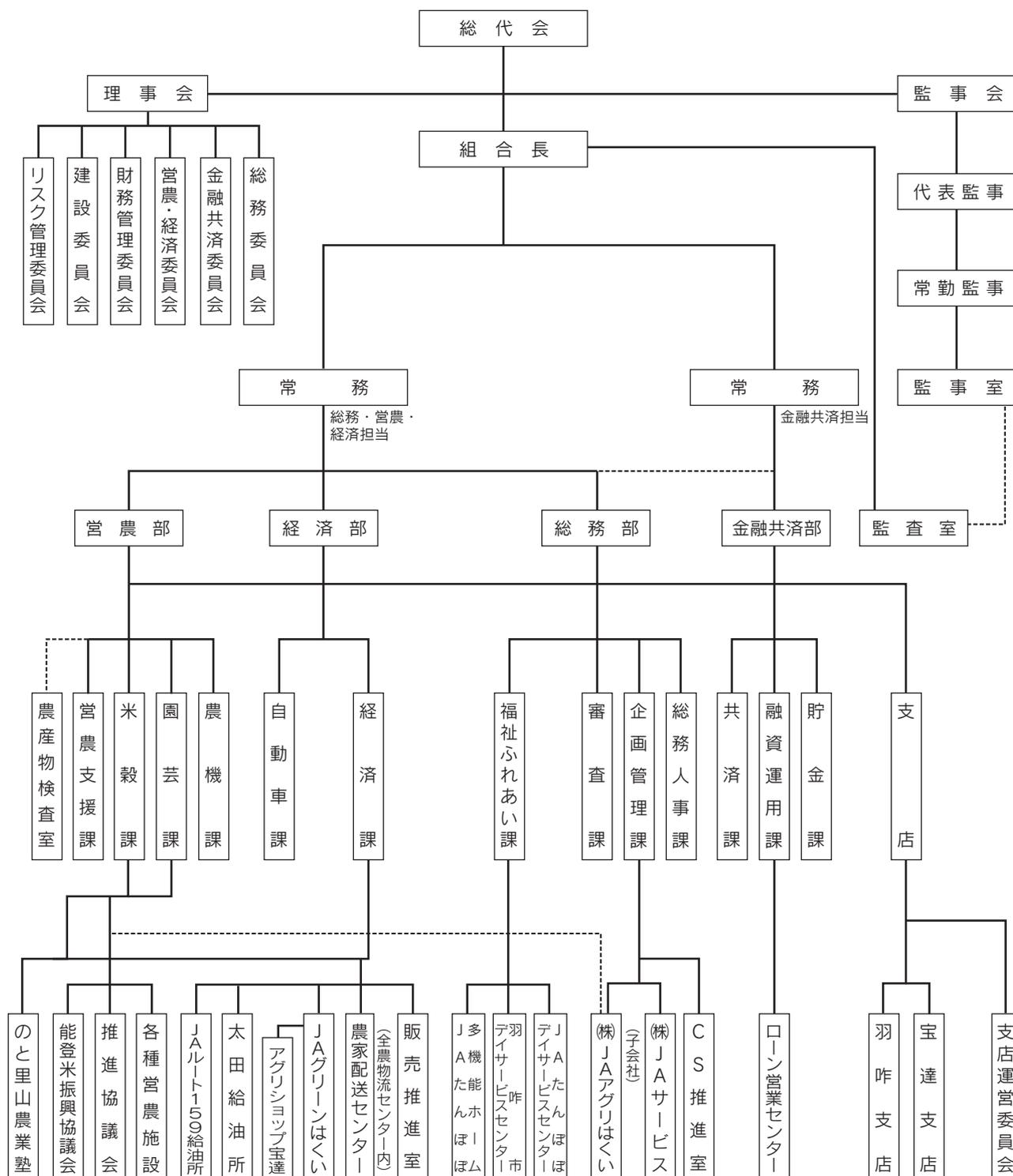
② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1 : 金利リスク		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前 期 末	当 期 末	前 期 末	当 期 末
1	上方パラレルシフト	757	884	22	-
2	下方パラレルシフト	-	-	1	10
3	スティープ化	798	910		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	-	41		
7	最大値	798	910	22	10
		前 期 末		当 期 末	
8	自己資本の額	6,769		6,943	

【JAの概要】

1. 機構図 (令和7年4月1日現在)



2. 役員(令和7年3月末)

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	山本好和	理事	山上真美
代表理事常務	坂野保正	〃	猪俣大
代表理事常務	澤田英三郎	〃	榎谷武史
理事	村田桂司	〃	宮本稔也
〃	村田文彦	〃	原雅幸
〃	勝田永彦	〃	金曾新太郎
〃	中村澄江	代表監事	中西智彦
〃	杉中由美子	常勤監事	上野浩幸
〃	野村清志	監事	森田克秀
〃	村上久志	〃	上月正美
〃	土上弘之	〃	山崎和広
〃	大窪哲夫	〃	宮島勝

(注) 監事 宮島 勝 は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

(単位:人)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員数	4,741	4,625	▲116
個人	4,687	4,570	▲117
法人	54	55	1
准組合員数	4,390	4,331	▲59
個人	4,318	4,259	▲59
法人	72	72	0
合計	9,131	8,956	▲175

4. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数
農協青壮年部	75
農協女性部	318
集落組織	106集落

5. 地区



6. 沿革・歩み

- 昭和 23 昭和 22 年 11 月 19 日公布の農業協同組合法に基づき、管内に 22 の農協が設立
 26.5 千里浜村農協解散
 31.11 羽咋千里浜農協解散
 39.7 志雄町中部・南邑知農協が合併して、志雄町農協が発足
 41.2 羽咋・粟ノ保・富永・一ノ宮・柳田・上甘田農協が合併して、羽咋市農協が発足
 41.3 北大海・北荘・中荘・末森・柏崎農協が合併して押水町農協が発足
 47.3 羽咋市・千路・邑知町・中邑知・邑知・神子原・余喜・鹿島路農協が合併して、羽咋市農協（第 2 次合併）が発足
- 平成 10.4 押水町・志雄町・志雄町大和・羽咋市農協が合併して、新生「はくい農業協同組合」が発足
 10.8 志雄ライスセンター新設
 11.1 志雄地区店舗統廃合、旅行センターオープン
 11.3 南部育苗センター新設
 11.12 眉丈支店オープン（旧柳田支店）
 12.4 5 基幹支店体制スタート、ヘルパーステーション「たんぼぼ」による訪問介護事業スタート
 12.9 J A グリーンはくいオープン
 13.3 志雄東給油所閉鎖
 13.12 上甘田店新築
 14.2 北部育苗センター新設
 15.3 J A たんぼぼデイサービスセンターオープン
 15.6 第 1 次中期 3 カ年計画の策定
 16.3 13 店・6 事業所・2 給油所閉鎖
 16.4 移動店舗車稼働
 17.4 羽咋市デイサービスセンター運営管理スタート
 18.4 広域物流システムスタート
 18.4 グリーンショップおしみずオープン
 18.4 J A やすらぎ会館「天照」オープン
 18.6 第 2 次中期 3 カ年計画の策定
 20.4 合併 10 周年記念式典
 20.6 J A グリーン産直システム導入
 20.10 太田給油所セルフスタンドとしてリニューアルオープン
 21.2 第 3 次中期 3 カ年計画の策定
 21.3 農機センターオープン
 21.11 3 給油所閉鎖
 21.12 J A ルート 159 給油所オープン
 22.4 J A アグリはくい設立
 23.7 ファーマーズベーカーリーはくいオープン
 25.6 第 4 次中期 3 カ年計画の策定
 25.9 多機能ホーム J A たんぼぼオープン
 27.3 移動店舗車営業終了
 28.6 第 5 次中期 3 カ年計画の策定
 28.6 地域農業戦略の策定
 30.3 園芸総合集出荷場新設
 30.6 合併 20 周年記念式典
 31.3 ファーマーズベーカーリーを羽咋まちづくり株式会社へ経営譲渡
- 令和 元 . 6 第 6 次中期 3 カ年計画の策定
 元 . 6 地域農業戦略の策定
 4 . 2 営農部が志雄支店内へ移転
 4 . 5 店舗統廃合により押水、眉丈、邑知支店が閉鎖され、宝達支店新設、羽咋支店が本店内に移転
 4 . 6 第 7 次中期 3 カ年計画の策定
 4 . 6 地域農業戦略の策定

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM 設置台数
本 店	〒925-8588 羽咋市太田町と105	26-3333	
宝 達 支 店	〒929-1415 羽咋郡宝達志水町敷浪14番地	29-3133	ATM 1
羽 咋 支 店	〒925-8588 羽咋市太田町と105	26-0008	ATM 2

店舗外 ATM 設置場所	所在地の住所	CD・ATM の区別	営業日(平日・土・日)
営 農 セ ン タ ー	〒929-1425 羽咋郡宝達志水町子浦る2	ATM	平日・土曜・日曜

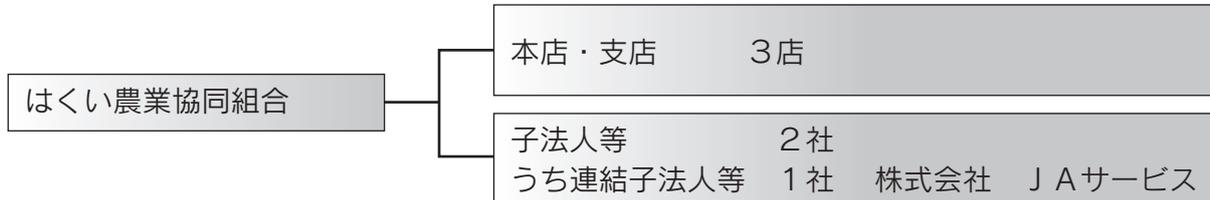
【連結情報】

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aはくいのグループは、当J A、子会社2社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。



(2) 子会社等の状況

名 称	業務内容	所 在 地	設立年月日	資 本 金 (千円)	他 の 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率
株 式 会 社 J Aサ ー ビ ス	葬 祭 業	石川県羽咋市太田町 と115	H6.3.24	30,000	—
株 式 会 社 J Aアグリはくい	農作業の受託 農作物の加工 売電	石川県羽咋市 中川町は70番地	H22.4.1	100,000	—

(3) 連結事業概況

1. 事業の概況

令和6年度の当組合の連結決算は、子会社1社を連結しました。

連結決算の内容は、連結経常収益346,695千円、連結当期剰余金271,973千円、連結純資産6,582,825千円、連結総資産77,224,055千円で、連結自己資本比率は27.71%となりました。

2. 連結子会社の事業概況

株式会社J Aサービス

当社は、葬祭事業を営み、売上高は238,403千円(対前年比101.7%)を計上し、当期純利益は15,269千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益(事業収益)	4,289,613	4,024,282	4,144,342	4,082,530	4,507,360
信用事業収益	470,719	451,357	443,829	435,822	415,180
共済事業収益	498,931	500,069	474,109	459,419	501,628
農業関連事業収益	1,534,972	1,372,875	1,529,587	1,464,742	1,784,183
その他事業収益	1,784,990	1,699,979	1,696,816	1,722,546	1,784,971
連結経常利益	273,918	342,116	293,761	297,527	346,695
連結当期剰余金	203,498	203,498	209,724	221,269	271,973
連結純資産額	6,682,906	6,629,053	6,599,926	6,613,458	6,582,825
連結総資産額	73,903,773	74,560,239	75,260,309	77,817,240	77,224,055
連結自己資本比率	24.29%	24.53%	24.48%	25.00%	27.71%

注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	71,029,720	70,258,274	1. 信用事業負債	69,870,123	69,154,464
(1) 現金	141,953	130,020	(1) 貯金	69,718,837	68,869,416
(2) 預金	55,175,890	52,703,494	(2) 借入金	17,354	24,918
(3) 有価証券	4,378,010	5,253,082	(3) その他の信用事業負債	133,931	260,129
(4) 貸出金	11,316,573	12,149,385	2. 共済事業負債	453,208	423,065
(5) その他の信用事業資産	56,105	56,605	(1) 共済資金	285,459	245,716
(6) 貸倒引当金	▲ 38,810	▲ 34,313	(2) その他の共済事業負債	167,749	177,349
2. 共済事業資産	8,123	27,682	3. 経済事業負債	512,006	654,226
(1) その他の共済事業資産	8,123	27,682	(1) 支払手形及び経済事業未払金	296,636	424,610
3. 経済事業資産	1,024,199	1,087,427	(2) その他の経済事業負債	215,370	229,616
(1) 受取手形	8,654	8,023	4. 雑負債	180,204	226,216
(2) 経済事業未収金	533,684	712,836	(1) 未払法人税等	44,440	71,248
(3) 棚卸資産	271,093	219,219	(2) その他の負債	135,764	154,968
(4) その他の経済事業資産	216,988	156,300	5. 諸引当金	188,238	183,256
(5) 貸倒引当金	▲ 6,221	▲ 8,953	(1) 賞与引当金	43,193	42,418
4. 雑資産	147,738	152,661	(2) 退職給付に係る負債	117,211	115,207
5. 固定資産	2,268,286	2,263,532	(3) 役員退職慰労引当金	19,092	21,632
(1) 有形固定資産	2,260,485	2,253,123	(4) ポイント引当金	3,988	3,998
建物	3,716,566	3,069,390	(5) 災害損失引当金	4,753	—
機械装置	1,103,183	1,124,143	負債の部合計	71,203,782	70,641,230
土地	821,715	822,431	純資産の部		
建設仮勘定	—	85,701	1. 組合員資本	6,895,815	7,088,249
その他の有形固定資産	870,977	1,529,248	(1) 出資金(資本金)	1,357,465	1,343,870
減価償却累計額	▲ 4,251,957	▲ 4,377,791	(2) 利益剰余金	5,543,220	5,764,429
(2) 無形固定資産	7,800	10,408	(3) 処分未済持分	▲ 4,870	▲ 20,050
その他の無形固定資産	7,800	10,408	2. 評価・換算差額等	▲ 282,357	▲ 505,423
6. 外部出資	3,172,189	3,172,189	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 282,357	▲ 505,423
(1) 外部出資	3,172,189	3,172,189	純資産の部合計	6,613,458	6,582,825
7. 繰延税金資産	166,983	262,288	負債・純資産の部合計	77,817,240	77,224,055
資産の部合計	77,817,240	77,224,055			

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,619,858	1,674,514
(1) 信用事業収益	435,822	415,180
資金運用収益	360,758	375,842
(うち預金利息)	(192,257)	(205,007)
(うち有価証券利息)	(49,980)	(52,548)
(うち貸出金利息)	(88,948)	(88,714)
(うちその他受入利息)	(29,571)	(29,571)
役務取引等収益	19,819	21,939
その他信用事業直接収益	33,849	-
その他経常収益	21,395	17,398
(2) 信用事業費用	97,802	160,641
資金調達費用	9,619	22,035
(うち貯金利息)	(6,901)	(19,496)
(うち給付補填備金繰入)	(1,424)	(1,129)
(うち借入金利息)	(26)	(34)
(うちその他支払利息)	(1,267)	(1,375)
役務取引等費用	6,115	5,865
その他信用事業直接費用	43,200	99,630
その他経常費用	38,867	33,110
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 2,855)	(▲ 4,496)
信用事業総利益	338,020	254,539
(3) 共済事業収益	459,419	501,628
共済付加収入	425,149	433,026
その他の収益	34,270	68,602
(4) 共済事業費用	25,046	39,583
共済推進費及び共済保全費	7,697	10,625
その他の費用	17,348	28,957
共済事業総利益	434,373	462,045
(5) 購買事業収益	2,316,008	2,646,277
購買品供給高	2,187,023	2,496,860
購買手数料	14,565	19,137
修理サービス料	88,755	90,229
その他の収益	25,663	40,049
(6) 購買事業費用	1,922,669	2,199,868
購買品供給原価	1,829,383	2,093,360
購買供給費	4,292	4,889
修理サービス費	7,847	7,105
その他の費用	81,145	94,513
購買事業総利益	393,339	446,408
(7) 販売事業収益	152,890	191,461
販売品販売高	31,260	46,480
販売手数料	109,402	132,999
その他の収益	12,227	11,982
(8) 販売事業費用	39,975	52,811
販売品販売原価	26,322	40,227
その他の費用	13,652	12,583
販売事業総利益	112,915	138,650
(9) その他事業収益	718,388	752,811

科 目	令和5年度	令和6年度
(10) その他事業費用	377,179	379,941
その他事業総利益	341,209	372,870
2. 事業管理費	1,388,428	1,398,686
(1) 人件費	958,754	956,468
(2) その他事業管理費	429,674	442,217
事業利益	231,429	275,828
3. 事業外収益	69,349	73,261
(1) 受取雑利息	47	105
(2) 受取出資配当金	50,414	52,072
(3) その他の事業外収益	18,888	21,084
4. 事業外費用	3,251	2,394
(1) その他の事業外費用	3,251	2,394
経常利益	297,527	346,695
5. 特別利益	24,915	20,480
(1) 固定資産処分益	8,454	-
(2) その他の特別利益	16,461	20,480
6. 特別損失	34,553	12,206
(1) 固定資産処分損	13,395	3,750
(2) 減損損失	645	5,366
(3) その他の特別損失	20,513	3,089
税金等調整前当期利益	287,889	354,969
法人税、住民税及び事業税	62,101	86,048
法人税等調整額	4,517	▲ 3,051
法人税等合計	66,619	82,996
当期利益	221,269	271,973
当期剰余金	221,269	271,973

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

〔間接法により表示する場合〕

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益 (又は税金等調整前当期損失)	287,889	354,969
減価償却費	141,892	139,080
減損損失	645	5,366
貸倒引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 3,903	▲ 1,764
賞与引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 121	▲ 775
退職給付引当金等の増減額 (▲は減少)	1,804	▲ 2,003
その他引当金等の増減額 (▲は減少)	7,006	▲ 2,203
信用事業資金運用収益	▲ 362,082	▲ 374,581
信用事業資金調達費用	9,619	22,035
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 50,461	▲ 52,177
有価証券関係損益 (▲は益)	1,324	▲ 1,261
固定資産売却損益 (▲は益)	▲ 7,698	3,750
固定資産圧縮損	15,759	3,089
一般補助金収益	▲ 16,461	▲ 20,480
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (▲) 減	▲ 207,205	▲ 832,812
預金の純増 (▲) 減	▲ 1,900,000	2,500,000
貯金の純増減 (▲)	2,318,467	▲ 849,421
信用事業借入金の純増減 (▲)	▲ 995	7,563
その他の信用事業資産の純増 (▲) 減	▲ 7,144	11,773
その他の信用事業負債の純増減 (▲)	26,129	115,313
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (▲)	55,703	▲ 39,742
その他の共済事業資産の純増 (▲) 減	2,770	▲ 19,532
その他の共済事業負債の純増減 (▲)	315	9,599
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (▲) 減	65,393	▲ 178,521
経済受託債権の純増 (▲) 減	▲ 141,959	57,946
棚卸資産の純増 (▲) 減	▲ 43,919	51,873
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (▲)	55,195	127,974
経済受託債務の純増減 (▲)	96,889	▲ 13,606
その他の経済事業資産の純増 (▲) 減	5,237	2,741
その他の経済事業負債の純増減 (▲)	▲ 43,765	27,852
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (▲) 減	39,194	8,780
その他の負債の純増減 (▲)	▲ 28,529	24,188
未払または未収消費税の純増減 (▲)	28,597	▲ 4,984
信用事業資金運用による収入	355,840	362,305
信用事業資金調達による支出	▲ 10,751	▲ 11,148
共済貸付金利息による収入	▲ 48	▲ 26
事業分量配当金の支払額	▲ 37,623	▲ 37,324
小 計	653,006	1,393,836

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
雑利息及び出資配当金の受取額	50,461	52,177
法人税等の支払額	▲ 34,258	▲ 59,239
事業活動によるキャッシュ・フロー	669,209	1,386,774
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 1,764,150	▲ 1,689,193
有価証券の売却等による収入	1,103,574	500,000
固定資産の取得による支出	▲ 46,135	▲ 142,782
固定資産の売却による収入	9,292	▲ 3,750
補助金の受入による収入	12,711	6,839
外部出資による支出	▲ 1,220	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 685,926	▲ 1,328,886
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	44,060	51,345
出資の払戻しによる支出	▲ 46,550	▲ 64,940
持分の取得による支出	▲ 4,870	▲ 20,050
持分の譲渡による収入	3,420	4,870
出資配当金の支払額	▲ 13,435	▲ 13,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 17,375	▲ 42,215
4. 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	▲ 34,092	15,672
5. 現金及び現金同等物の期首残高	340,935	306,843
6. 現金及び現金同等物の期末残高	306,843	322,515

(8) 連結注記表 (令和6年度)

1. 連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数………1社 株式会社 JAサービス
- ② 非連結子会社の数………1社 株式会社 JAアグリはくい
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額および利益剰余金のうち持分に見合う額等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を与えていないため、連結対象から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する非連結子会社および関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

貸借対照表上の現金並びに当座預金、普通預金、通知預金の合計額としています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
- ・その他有価証券
 - イ. 時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・購買品(小売店舗品、部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 31年～50年、機械装置 7年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間に

おける平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課(貸出2次審査部署等)が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JAポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に

関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,768,410千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	884,522千円
② 機械装置	699,537千円
③ その他の有形固定資産	184,349千円

(2) 担保に供している資産

定期預金700,000千円を為替決済担保に、定期預金4,000千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額 44,836千円
理事および監事に対する金銭債務はありません。

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は36,055千円です。危険債権額は118,965千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は155,020千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損会計に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
猫ノ目給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
本店横敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧J Aアグリはくい事務所	遊休資産	建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

猫ノ目給油所敷地および本店横敷地については、固定資産税評価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

旧J Aアグリはくい事務所については、事務所移転に伴い、遊休資産へのグルーピングの変更を行った為、処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

猫ノ目給油所敷地	478千円(土地)	478千円
本店横敷地	2,061千円(土地)	2,061千円
旧J Aアグリはくい事務所	2,827千円(建物)	2,792千円
	その他	34千円
合計	5,366千円(土地)	2,539千円
	建物	2,792千円
	その他	34千円

④ 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しております。正味売却価額の時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。融資運用課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。融資運用課が行った取引については審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が97,543千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場

合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)-(A)
預 金	52,703,494	52,179,203	▲ 524,291
有 価 証 券	5,253,082	5,230,260	▲ 22,822
満期保有目的の債権	498,602	475,780	▲ 22,822
その他有価証券	4,754,480	4,754,480	—
貸 出 金	12,149,385		
貸倒引当金 (*)	▲ 34,313		
貸倒引当金控除後	12,115,071	11,637,074	▲ 477,996
資 産 計	70,071,648	69,046,538	▲ 1,025,109
貯 金	68,994,414	68,814,010	▲ 180,403
負 債 計	68,994,414	68,814,010	▲ 180,403

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。なお、デリバティブを内包した期日解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価、又は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によつています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によつています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,172,169
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	3,172,169

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	50,503,494	—	1,000,000
有 価 証 券	100,000	400,000	200,000
満期保有目的の債券	100,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	400,000	200,000
貸 出 金 (*1, 2)	1,179,740	836,421	771,556
合 計	51,783,234	1,236,421	1,971,556

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	—	—	1,200,000
有 価 証 券	—	500,000	4,800,000
満期保有目的の債券	—	—	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	500,000	4,400,000
貸 出 金 (*1, 2)	695,758	532,770	8,077,871
合 計	695,758	1,032,770	12,879,071

(*1) 貸出金のうち、当座貸越109,592千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等55,266千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯 金 (*)	63,250,907	1,443,014	3,685,522
合 計	63,250,907	1,443,014	3,685,522
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*)	197,049	178,951	113,971
合 計	197,049	178,951	113,971

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債権

満期保有目的の債権において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)-(A)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	198,602	189,480	▲ 9,122
	社債	300,000	286,300	▲ 13,700
	小計	498,602	475,780	▲ 22,822
合 計	498,602	475,780	▲ 22,822	

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A)-(B)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	102,310	101,621	688
	小 計	102,310	101,621	688
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	3,467,830	3,958,560	▲ 490,730
	社 債	873,720	1,000,000	▲ 126,280
	受益証券	310,620	400,000	▲ 89,380
小 計	4,652,170	5,358,560	▲ 706,390	
合 計	4,754,480	5,460,182	▲ 705,702	

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
受益証券	400,370	—	99,630
合 計	400,370	—	99,630

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	112,811
退職給付費用	30,725
退職給付の支払額	▲ 6,119
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 27,510
期末における退職給付引当金	109,907

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	511,490
特定退職金共済制度	▲ 401,582
未積立退職給付債務	109,907
退職給付引当金	109,907

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	30,725
----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,213千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は80,482千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰延税金資産	
貸倒引当金	10,439
退職給付引当金	31,099
賞与引当金	11,340
減損損失	30,543
その他有価証券評価差額金	200,278
その他	23,478
繰延税金資産小計	307,179
評価性引当額	▲ 38,172
繰延税金資産合計 (A)	269,007
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 6,718
繰延税金負債合計 (B)	▲ 6,718
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	262,288

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.9
評価性引当額の増減	0.2
収用等の特別控除	
住民税均等割	1.2
税額控除	▲0.5
事業分量配当額の損金算入額	▲3.9
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.4

(3) 税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記施設の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該施設に見合う資産除去債務を計上していません。

・土橋倉庫 ・柳田倉庫 ・柴垣集荷場 ・南部育苗センター

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、619,724千円であります。

(8) 連結注記表 (令和5年度)

1. 連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数……1社 株式会社 JAサービス
- ② 非連結子会社の数……1社 株式会社 JAアグリはくい
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額および利益剰余金のうち持分に見合う額等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を与えていないため、連結対象から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する非連結子会社および関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

貸借対照表上の現金並びに当座預金、普通預金、通知預金の合計額としています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
 - ・その他の有価証券
 - イ. 時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・購買品(小売店舗品、部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 31年～50年、機械装置 7年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間にお

ける平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。

このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課(貸出2次審査部署等)が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を付いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JAポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和6年1月1日以降に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積額を計上しています

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しております。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,766,577千円であり、その内訳は次のとおりです。
 - ① 建物 884,522千円
 - ② 機械装置 699,537千円
 - ③ その他の有形固定資産 182,516千円
- (2) 担保に供している資産
定期預金700,000千円を為替決済の担保に、定期預金4,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 39,680千円
理事および監事に対する金銭債務の総額はありません
- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は57,007千円です。
危険債権額は125,686千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は182,694千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 減損会計に関する注記
 - ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
猫ノ目給油所敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
本店横敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産

- ② 減損損失の認識に至った経緯
猫ノ目給油所敷地および本店横敷地については、固定資産評価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。
- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
猫ノ目給油所敷地 41千円(土地 41千円)
本店横敷地 604千円(土地 604千円)
合 計 645千円(土地 645千円)
- ④ 回収可能価額の算定方法
固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しております。正味売却価額の時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な、財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。融資運用課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

融資運用課が行った取引については審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が93,792千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)-(A)
預 金	55,175,890	54,833,961	▲ 341,928
有 価 証 券	4,378,010	4,374,460	▲ 3,550
満期保有目的の債券	300,000	296,450	▲ 3,550
その他有価証券	4,078,010	4,078,010	-
貸 出 金	11,316,573		
貸倒引当金 (*1)	▲ 38,810		
貸倒引当金控除後	11,277,762	11,066,988	▲ 210,773
資 産 計	70,831,662	70,275,409	▲ 556,252
貯 金	69,840,336	69,799,736	▲ 40,599
負 債 計	69,840,336	69,799,736	▲ 40,599

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価、又は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によつています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によつています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	3,172,169
外部出資等損失引当金	-
外部出資等損失引当金控除後	3,172,169

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第19号（2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	53,975,890	-	-
有 価 証 券	200,000	100,000	200,000
満期保有目的の債券	-	100,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000	-	200,000
貸 出 金 (*1, 2)	952,962	797,584	740,511
合 計	55,128,852	897,584	940,511

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	-	-	1,200,000
有 価 証 券	-	200,000	4,100,000
満期保有目的の債券	-	-	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	200,000	3,900,000
貸 出 金 (*1, 2)	666,373	594,243	7,494,835
合 計	666,373	794,243	12,794,835

(*1) 貸出金のうち、当座貸越136,064千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等70,063千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯 金 (*1)	62,391,436	2,401,476	2,067,220
合 計	62,391,436	2,401,476	2,067,220

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	171,561	200,192	168,481
合 計	171,561	200,192	168,481

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)-(A)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100,000	100,150	150
	小計	100,000	100,150	150
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	200,000	196,300	▲ 3,700
	小計	200,000	196,300	▲ 3,700
合 計	300,000	296,450	▲ 3,550	

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの			
国債	613,770	602,692	11,077
小計	613,770	602,692	11,077
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの			
国債	1,973,760	2,165,636	▲191,876
社債	717,760	800,000	▲82,240
受益証券	772,720	900,000	▲127,280
小計	3,464,240	3,865,636	▲401,396
合計	4,078,010	4,468,329	▲390,319

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	837,424	33,849	—
受益証券	256,800	—	43,200
合計	1,094,224	33,849	43,200

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度（または全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度）を採用しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付に係る負債	115,406
退職給付費用	5,469
退職給付の支払額	▲3,665
期末における退職給付に係る負債	117,211

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	526,904
特定退職金共済制度	▲409,692
未積立退職給付債務	117,211
退職給付に係る負債	117,211

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	5,469
退職給付費用	5,469

特定退職金共済制度への拠出金27,274千円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,514千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は88,292千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰延税金資産	
貸倒引当金	10,195
退職給付に係る負債	31,203
賞与引当金	11,617
減損損失	28,673
その他有価証券評価差額金	107,962
その他	21,944
繰延税金資産小計	211,596
評価性引当額	▲36,519
繰延税金資産合計(A)	175,077
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲6,548
その他	▲1,545
繰延税金負債合計(B)	▲8,093
繰延税金資産の純額(A)+(B)	166,983

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.1
評価性引当額の増減	▲0.4
住民税均等割	1.5
税額控除	▲0.5
事業分量配当額の損金算入額	▲3.8
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.1

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合は、下記施設の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該施設に見合う資産除去債務を計上していません。

・土橋倉庫 ・柳田倉庫 ・神子原倉庫 ・柴垣集荷場
・南部育苗センター

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、672,337千円であります。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	5,373,010	5,543,220
2. 利益剰余金増加高	221,269	271,973
(1) 当期剰余金	221,269	271,973
3. 利益剰余金減少高	51,059	50,764
(1) 支払配当金	51,059	50,764
4. 連結剰余金期末残高	5,543,220	5,764,429

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 (A)	57	36	▲ 21
危険債権額 (B)	125	118	▲ 7
要管理債権額 (C) = (D) + (E)	-	-	-
三月以上延滞債権額 (D)	-	-	-
貸出条件緩和債権額 (E)	-	-	-
小 計 (F) = (A) + (B) + (C)	182	154	▲ 28
正常債権額 (G)	11,143	11,999	856
合 計 (H) = (F) + (G)	11,325	12,154	829

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

	項 目	令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	435,822	415,180
	経常利益	86,947	4,727
	資産の額	71,029,720	70,258,274
共済事業	事業収益	459,419	501,628
	経常利益	194,632	221,071
	資産の額	8,123	27,682
農業関連事業	事業収益	1,464,742	1,784,183
	経常利益	8,362	73,966
	資産の額		
その他事業	事業収益	1,722,546	1,806,367
	経常利益	7,584	46,929
	資産の額		
計	事業収益	4,082,530	4,507,360
	経常利益	297,527	346,695
	資産の額	77,817,240	77,224,055

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、27.71%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

連結自己資本は、組合員からの普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	はくい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,343百万円(前年度1,357百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,845	6,988
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,357	1,343
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	5,543	5,725
うち、外部流出予定額 (▲)	50	60
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 4	▲ 20
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,846	6,988
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	7
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	7
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	7
自己資本		
自己資本の額 (ハ)=(イ)-(ロ)	6,841	6,981
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	24,049	24,461
資産 (オン・バランス項目)	24,049	24,458
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー (▲)	—	—
オフ・バランス項目	—	2
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	3,305	726
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	27,335	25,187
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	25.00%	27.71%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の運用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	141	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,773	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,070	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	57,677	11,535	461
法人等向け	1,177	624	24
中小企業等向け及び個人向け	479	296	11
抵当権付住宅ローン	379	132	5
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	41	3	0
取立未済手形	19	3	0
信用保証協会等による保証付	5,616	553	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	574	574	22
（うち出資等のエクスポージャー）	574	574	22
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	6,306	10,318	412
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,597	6,494	259
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	79	199	7
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,628	3,623	144

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証券化		－	－	－
	(うちSTC要件適用分)	－	－	－
	(うち非STC適用分)	－	－	－
再証券化		－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		900	9	0
	(うちルックスルー方式)	900	9	0
	(うちマンドート方式)	－	－	－
	(うち蓋然性方式250%)	－	－	－
	(うち蓋然性方式400%)	－	－	－
	(うちフォールバック方式)	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)		－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		78,157	24,049	961
CVAリスク相当額 ÷ 8%		－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー		－	－	－
合計 (信用リスク・アセットの額)		78,157	24,049	961
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額			所要自己資本額
	a		b = a × 4%	
		3,305	132	
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計			総所要自己資本額
	a		b = a × 4%	
		27,355	1,094	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	130	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,266	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,293	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	55,220	11,785	471
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,301	590	23
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	643	450	18
（うちトランザクター向け）	1	0	0
不動産関連向け	568	183	7
（うち自己居住用不動産等向け）	568	183	7
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちA D C向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	34	10	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	10	—	—
取立未済手形	7	1	0
信用保証協会等による保証付	6,108	602	24
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	604	604	24
共済約款貸付	6,204	10,228	409
上記以外	—	—	—
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	2,597	6,494	259
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	89	224	8
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,516	3,509	140
	証券化	—	—	—
	(うち S T C 要件適用分)	—	—	—
	(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	400	4	0
	(うちルックスルー方式)	400	4	0
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (▲)	77,793	24,461	978
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—
	C V A リスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	77,793	24,461	978
	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		—		—
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		726		29
	総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		25,187		1,007

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	726
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	29
B I	484
B I C	58

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P. 10) をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, J C R, S & P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, J C R, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, J C R, S & P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞 エクスポージャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞 エクスポージャー 期末残高
			うち 貸出金等	うち 債 券			うち 貸出金等	うち 債 券	
法 人	農 業	381	132	-	0	435	186	-	1
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	2	2	-	-	1	1	-	1
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,101	-	1,101	-	1,101	-	1,101	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	60,294	2,500	-	-	58,026	2,500	200	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	442	442	-	-	503	473	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	4,449	1,675	2,773	-	6,352	2,086	4,266	-
上 記 以 外	374	48	-	-	374	48	-	-	
個 人	6,510	6,510	-	40	6,859	6,859	-	41	
そ の 他	3,688	-	-	-	3,738	-	-	-	
業 種 別 残 高 計	77,257	11,325	3,875	41	77,393	12,157	5,567	44	
1 年 以 下	53,810	131	202		50,931	317	100		
1 年 超 3 年 以 下	700	397	302		1,952	348	602		
3 年 超 5 年 以 下	824	824	-		1,091	891	199		
5 年 超 7 年 以 下	479	479	-		752	452	300		
7 年 超 10 年 以 下	1,404	904	500		1,548	948	599		
10 年 超	12,518	8,448	2,870		14,052	9,086	3,765		
期限の定めのないもの	7,518	139	-		7,079	112	-		
残存期間別残高計	77,257	11,325	3,875		77,393	12,157	5,567		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期 中 増 加 額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増 加 額	期中減少額		期末残高
			目的使用	そ の 他				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	1	1		1	1	1	1		1	1
個 別 貸 倒 引 当 金	47	43	-	47	43	43	42	-	43	42

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度							令和6年度						
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	貸 出 金 償 却	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	貸 出 金 償 却		
			目的使用	そ の 他					目的使用	そ の 他				
法 人	農 業	5	5	-	5	5	-	5	7	-	5	7	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	3	3	-	3	3	-	3	1	-	3	1	-	
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	
上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
個 人	38	34	-	38	34	-	38	33	-	38	33	-		
業 種 別 残 高 計	47	43	-	47	43	-	47	42	-	47	42	-		

(注) 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						リスク・ ウェイトの 加重平均値
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後		信用リスク・ アセットの額	
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
		A	B	C	D		
現金	0	130	—	130	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	4,266	—	4,266	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	2,293	—	2,293	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	55,220	—	55,220	—	11,785	21
〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	1,301	—	1,301	—	590	45
〔うち特定貸付債権向け〕	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	639	38	589	3	450	77
〔うちトランザクター向け〕	45	—	13	—	1	0	45
不動産関連向け	20~150	568	—	565	—	183	32
〔うち自己居住用不動産等向け〕	20~75	568	—	565	—	183	32
〔うち賃貸用不動産向け〕	30~150	—	—	—	—	—	—
〔うち事業用不動産関連向け〕	70~150	—	—	—	—	—	—
〔うちその他不動産関連向け〕	60	—	—	—	—	—	—
〔うちADC向け〕	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	9	—	9	—	10	116
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	7	—	7	—	1	20
信用保証協会等による保証付	0~10	6,108	—	6,029	—	602	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	604	—	604	—	604	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	6,197	—	6,197	—	10,228	165
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	1250	—	—	—	—	—	—
〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	250~400	—	—	—	—	—	—
〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係 るエクスポージャー〕	250	2,597	—	2,597	—	6,494	250
〔うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー〕	250	89	—	89	—	224	250
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	250	—	—	—	—	—	—
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	150	—	—	—	—	—	—
〔うち上記以外のエクスポージャー〕	100	3,509	—	3,509	—	3,509	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
〔うちSTC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔短期STC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔うち不良債権証券化適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔うちSTC・不良債権証券化適用対象外分〕	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	400	—	400	—	4	1
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	24,461	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度														
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）														
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4	-	-	-	-	-	4								
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-								
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	2	-	-	-	-	-	-	2							
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計							
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	51	-	3	-	-	-	-	0	55						
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計						
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計					
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	1	-	-	-	-	-	-	-	1					
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	100%	150%	250%	400%	その他	合計									
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
株式等	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0					
	45%	75%	100%	その他	合計										
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
（うちトランザクター向け）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	0	0	0	-	-	-	0	0	-	0	0	0	0		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計								
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	60%	その他	合計												
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	100%	150%	その他	合計											
不動産関連向けうちADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	50%	100%	150%	その他	合計										
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	0%	10%	20%	100%	その他	合計									
現金	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		
取立未済手形	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
信用保証協会等による保証付	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	0	6		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和5年度		
			格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト	0%	—	5,152	5,152
	リスク・ウェイト	2%	—	—	—
	リスク・ウェイト	4%	—	—	—
	リスク・ウェイト	10%	—	5,536	5,536
	リスク・ウェイト	20%	—	57,697	57,697
	リスク・ウェイト	35%	—	378	378
	リスク・ウェイト	50%	1,101	40	1,142
	リスク・ウェイト	75%	—	394	394
	リスク・ウェイト	100%	—	4,277	4,277
	リスク・ウェイト	150%	—	1	1
	リスク・ウェイト	250%	—	2,677	2,677
その他		—	—	—	
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	
合計		1,101	76,155	77,257	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	65,045	—	—	64,912
40%～70%	4,884	13	10	4,885
75%	335	22	10	334
80%	—	—	—	—
85%	257	—	—	255
90%～100%	15	0	10	15
105%～130%	—	—	—	—
150%	6	—	10	6
250%	—	—	—	—
400%	604	—	—	604
1250%	—	—	—	—
その他	1	2	10	1
合計	71,150	38	10	71,015

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 51）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	23	1
抵当権住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	23	1

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	26	0
自己居住用不動産等向け	9	—
抵当権付き住宅ローン	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	35	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っていきます。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

◇連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 10）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにおける出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 54）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,172	3,172	3,172	3,172
合計	3,172	3,172	3,172	3,172

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	900	400
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P. 55)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	757	884	22	-
2	下方パラレルシフト	-	-	1	10
3	スティープ化	798	910		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	-	41		
7	最大値	798	910	22	10
8	自己資本の額		6,840		6,981

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVAリスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
標準的計測手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。事業規模を表す額（事業規模要素(BIC)）に、一定の乗数（内部損失乗数(ILM)）を乗じて算出する方法です。事業規模要素(BIC)は、算出金利要素(ILDC)、役務要素(SC)、金融商品要素(FC)の平均値である事業規模要素(BI)に0.12を乗じた額であり、内部損失乗数(ILM)については、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。 なお、算出金利要素(ILDC)、役務要素(SC)、金融商品要素(FC)は告示第249条にさだめられた方法に基づき算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるものことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用語	内容
CVAリスク (Credit Value adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
$\Delta E V E \cdot \Delta N I I$	$\Delta E V E$ とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。 $\Delta N I I$ とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。 $\Delta E V E$ については、6つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、 $\Delta N I I$ については2つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

＜単体ベースの開示項目＞

＜概況及び組織に関する事項＞

1. 業務の運営の組織 ……56～58
2. 理事及び監事の氏名及び役職名 ……57
3. 事務所の名称及び所在地 ……58

＜主要な業務の内容＞

4. 主要な業務の内容 ……13

＜主要な業務に関する事項＞

5. 直近の事業年度における事業の概要 ……6
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 ……29
7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

- ① 主要な業務の状況を示す指標
 - a. 事業粗利益及び事業粗利益率 ……30
 - b. 資金運用収支、役員取引等収支及び
 その他事業収支 ……30
 - c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定平均残高、
 利息、利回り及び総資金利ざや ……30
 - d. 受取利息及び支払利息の増減 ……30
 - e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率 ……39
 - f. 総資産当期純利益率及び資本当期
 純利益率 ……39
- ② 貯金に関する指標
 - a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、
 その他の貯金の平均残高 ……31
 - b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及び
 その他の区分ごとの定期貯金の残高 ……31
- ③ 貸出金等に関する指標
 - a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
 割引手形の平均残高 ……31
 - b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
 貸出金の残高 ……31
 - c. 担保の種類別の貸出金残高及び
 債務保証見返額 ……31～32
 - d. 使途別の貸出金残高 ……32
 - e. 主要な農業関係の貸出実績 ……32
 - f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の
 貸出金の総額に対する割合 ……32
 - g. 貯貸率の期末値及び期中平均値 ……39
- ④ 有価証券に関する指標
 - a. 商品有価証券の種類別の平均残高…該当なし
 - b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 ……35
 - c. 有価証券の種類別の平均残高 ……35
 - d. 貯証率の期末値及び期中平均値 ……39

＜業務の運営に関する事項＞

8. リスク管理の体制 ……10
9. 法令遵守の体制 ……11

10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の
 ための取組の状況 ……2～5
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ……11～12

＜直近の2事業年度における財産の状況＞

12. 貸借対照表、損益計算書及び
 剰余金処分計算書 ……14～26
13. 貸出金にかかる事項
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ……33
 - ② 危険債権 ……33
 - ③ 三月以上延滞債権 ……33
 - ④ 貸出条件緩和債権 ……33
 - ⑤ 正常債権 ……33
14. 自己資本の充実の状況 ……39～55
15. 次に掲げるものに関する取得価額
 又は契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券 ……36
 - ② 金銭の信託 ……36
 - ③ 金融先物取引等 ……該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……35
17. 貸出金償却額 ……35
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき
 会計監査人の監査を受けている旨 ……29

＜連結ベースの開示項目＞

＜組合及びその子会社等の概況に関する事項＞

1. 組合及びその子会社等の主要な事業の
 内容及び組織の構成 ……59
2. 組合の子会社等に関する事項 ……59

＜組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項 を組合及びその子会社等につき連結したもの＞

3. 直近の事業年度における事業の概況 ……59
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の
 状況を示す指標 ……59

＜直近の2連結会計年度における財産の状況に関する 事項を組合及びその子会社等につき連結したもの＞

5. 貸借対照表、損益計算書及び
 剰余金計算書 ……60～72
6. 債権等のうち次に掲げるものの額及び
 その合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ……72
 - ② 危険債権 ……72
 - ③ 三月以上延滞債権 ……72
 - ④ 貸出条件緩和債権 ……72
 - ⑤ 正常債権 ……72
7. 自己資本の充実の状況 ……72～86
8. 事業の種類別情報
 - ① 経常収益 ……59、72
 - ② 経常利益 ……59、72
 - ③ 資産の額 ……59、72



はくい農業協同組合

〒925-8588 石川県羽咋市太田町と105
TEL.0767-26-3333 FAX.0767-26-3334